

検討項目に関する各府省からの回答

(書面調査の結果を反映したもの)

(注：各項目の二重線以降の部分が書面調査結果の反映部分)

分野	電子行政	通し番号	1
分類	手続きの電子化	回答府省 庁名	総務省
項目名	償却資産税申告の電子化		
項目の内容	<p>償却資産税の電子申告が全ての市町村でできないため、システム対応できず、結局、全て紙での申告となっている。ある企業においては、申告箇所が約500、申告書枚数が約8,000枚と、膨大な作業が生じている。</p> <p>手続きの簡素化を図るため、償却資産税の申告を、全国的に電子データで一括して行えるようにする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	改正対象となる法令・制度はないものと考えております。		
対象法令・制度の分類	法律／政令／府省令／条例／告示／通達／ガイドライン他		
改正の分類	新設／改正／廃止／ <u>その他</u>		
回答の分類	D		
関係府省庁回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ ご指摘の償却資産に係る固定資産税の電子申告については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、電子化を阻害するような規制はないものと考えます。 ・ 当該手続は、全都道府県・全市区町村で構成する社団法人地方税電子化協議会が運営するエルタックス（地方税共同電子申告システム・ネットワーク）を利用することで、電子的に行うことが可能となっています。 ・ 現在（平成22年9月現在）、償却資産の固定資産税の電子申告については、全1,727市町村のうち741団体（特別区は東京都において対応）で導入されていますが、こうした電子化への対応は、各地方団体の判断に委ねられています。 ・ 総務省としては、納税者の利便性向上の観点から、電子申告の普及拡大について働きかけを行っているところであり、今後、電子申告を実施する団体は増加していくものと考えております。 		
実現へのハードル	地方団体の理解と財政負担への対応		

<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. エルタックスの利用状況を教えていただきたい。その際、ホームページに掲載されている項目ごとの利用件数ではなく、利用率のような指標で教えていただきたい。 2. 実現へのハードルに「地方団体の理解と財政負担への対応」とのご回答であったが、財政負担以外にエルタックス導入を阻害している要因について、貴省の見解を伺いたい。 3. エルタックス導入のための一地方団体当たりの財政負担とはどの程度なのか。 4. エルタックス導入のためにどのような財政的支援措置を講じてきたのか。 5. エルタックス導入及び利用を増やすために財政的支援措置以外のどのような支援措置が必要と考えているか、見解をうかがいたい。 6. 各地方団体の判断に委ねることによって、取組状況が地方団体ごとにバラバラになり、結果として一括申告ができない不便が生じていることを鑑み、国として整備計画を作成すべきではないか。
<p>関係府省庁回答</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 平成 22 年 12 月現在、全 47 都道府県及び全 1750 市区町村がエルタックスに接続しており、そのうち、全地方公共団体（全都道府県・全市区町村）の約 6 割の団体が電子申告等のサービスを提供している。 エルタックスは、平成 17 年 1 月から 6 府県（岐阜県・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・佐賀県）で稼働を始めてから、順次拡大しているところであり、現時点での電子申告の利用率を正確に把握することは困難であると考えている。 また、各地方公共団体に対する申告件数は把握していないのが現状である。 なお、エルタックスを利用した電子申告等は、全税目を合わせて、平成 21 年度においては約 190 万件となっている。 （参考）各税目の電子申告の導入団体数は別添資料を参照 2. 平成 22 年 12 月現在、全地方公共団体の約 6 割で電子申告が可能となっており、エルタックスの導入に対する地方公共団体の理解は徐々に進んでいるところである。 実現へのハードルとしては、主として地方公共団体の財政負担であると考えているが、電子申告を導入する費用は以前よりも低減している状況にあることから、総務省としては、地方公共団体に対して電子申告の普及・拡大について、より一層の働きかけを行っていく

こととしている。

3. エルタックスを利用するためには、サーバを単独構築して利用する方式とASP事業者を利用する方式（共同利用型）の2つに分けられ、ほとんどの地方公共団体は後者の方式を採用している。

共同利用型を利用する場合、ASP事業者への利用料金の支払いが必要となる。この利用料金の水準は、各ASP事業者の料金体系や地方公共団体の規模等により異なり、また契約に際して競争入札が行われることが多く、具体的な導入費用を把握することは困難である。

（ASP事業者から聞き取ったところでは、小規模な地方公共団体では、エルタックス導入費用は100万～300万円程度とのことであり、運用経費についてはさらに低く、年間数十万円程度とのことである。）

4. 総務省では、平成14年度から普通交付税による財政措置を講じている。

また、個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用として都道府県から市区町村に交付される徴収取扱費交付金（地方税法第47条）について、平成21年度～22年度の間においては、地方税の電子化に対応するため、本則に定める額（納税者1人当たり3000円）に300円を上乗せして交付している。

（参考）

A市への徴収取扱費交付金 = A市における個人の道府県民税の納税義務者数 × (3000円 + 300円)

5. 地方税の電子申告の利用拡大は、納税者の利便性向上につながるものであることから、一層の普及・拡大が重要であると考えている。電子申告の利用拡大に当たっては、地方公共団体におけるエルタックスの導入促進のほか、利用者となる企業側の利用促進について働きかけることが重要であると考えている。

エルタックスは、電子申告以外に他の地方公共団体の税務事務（公的年金からの個人住民税の特別徴収業務や確定申告書のデータ送信業務）において、全地方公共団体が利用していることから、今後、電子申告の導入に向けて一層の働きかけを行っていくこととしている。

6. 地方税の申告手続は地方公共団体の自治事務であり、そうした手続の電子化して納税者の利便性向上を図る必要性は、各地方公共団体は十分に認識されている。

電子申告の普及・拡大を図ることを考えているが、申告手続の電子化について国が地方公共団体に対して義務付けを行うことは、地方公共団体に対する「義務付け・枠付けの見直し」に沿っていないのではないか。

いずれにしても、地方税の電子化を阻害するような制度的な要因は見当たらないところであり、総務省としては、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方税の電子化に向けた取組を一層推進していくこととしている。

分野	電子行政	通し番号	3
分類	手続きの電子化	回答府省 庁名	総務省 財務省 法務省
項目名	納税告知書等の電子的方法による通知		
項目の内容	<p>納税告知書、督促状等の処分性を有する文書については、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条により、行政機関が保有するシステムの中に設けた利用者個々のディスクエリアに通知データを記録しただけでは通知が到達したこととならず、利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならないとの理由から、電子的方法による通知がなじまないとされている。</p> <p>このため、国税の納税告知書等を電子的方法で受け取ることを可能とし、納税者の利便性の向上を図るため、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律を改正する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条		
対象法令・制度の分類	<input checked="" type="checkbox"/> 法律 / <input type="checkbox"/> 政令 / <input type="checkbox"/> 府省令 / <input type="checkbox"/> 条例 / <input type="checkbox"/> 告示 / <input type="checkbox"/> 通達 / <input type="checkbox"/> ガイドライン他		
改正の分類	<input type="checkbox"/> 新設 / <input checked="" type="checkbox"/> 改正 / <input type="checkbox"/> 廃止 / <input type="checkbox"/> その他		
回答の分類	総務省C、財務省C		
関係府省庁回答（総務省、財務省）	<p>民法 97 条において、隔地者に対する意思表示が有効となるのは通知が相手方に到達した時と規定されています。行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第4条第3項は、この民法の一般原則に基づき、オンライン手続においては「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を「到達」とすることを定めたものです。</p> <p>判例・通説によれば、「到達」とは意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を知りうる状態におかれることを意味しており、したがって、オンライン手続においては、単にウェブサイト等に情報を掲載する程度では不十分であり、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされることが必要です。</p>		

	<p>したがって、同項を改正する必然性はないと考えています。</p> <p>一方で、具体的にどのようにして、「処分通知等を受ける者のコンピューターにファイルの記録がされる状態」が作り出されるかについては、個別システムごとに異なると考えられます。同法制定当時は、処分通知を受ける者がダウンロード等の行為を行ってはいじめてファイルへの記録がなされるのが一般的だったことから、御指摘の「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロードしなければ通知が到達したこととならない」という解釈をとってきましたが、各システムの特質やICT技術の進展等により、処分通知を受ける者のダウンロード等の行為を経ずとも上記状態を作り出せるのであれば、この解釈に拘るものではありません。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>1. 「ダウンロード等の行為を経ずとも上記状態を作り出せるのであれば、この解釈にこだわるものではない」との見解を踏まえ、「処分通知等を受ける者のコンピューターにファイルの記録がされる状態」に関する解釈について、ITの進展等を踏まえ、今後改めて検討する具体的な予定があるのか。</p>
<p>関係府省庁回答（総務省、財務省）</p>	<p>1. 民法 97 条において、隔地者に対する意思表示が有効となるのは通知が相手方に到達した時と規定されており、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 4 条第 3 項は、この民法の一般原則に基づき、オンライン手続においては「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」を「到達」とすることを定めたもの。判例・通説によれば、「到達」とは意思表示が相手方の支配領域に入ったこと、すなわち相手方が意思表示の内容を知りうる状態におかれることを意味しており、したがって、オンライン手続においては、単にウェブサイト等に情報を掲載する程度では不十分であり、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされることが必要。</p> <p>このように、民法の到達主義に基づき、オンライン手続においては、相手方のコンピューター等にファイルの記録がされたときと通知の到達時期としている。</p> <p>具体的にどのようにして、「処分通知等を受ける者のコンピューターにファイルの記録がされる状態」が作り出されるかについては、各個別システムごとに異なり、また ICT 技術が著しく変化するなか</p>

	<p>で、新たな解釈を統一的を示すことは困難である。重要であるのは、処分通知等を受ける者のコンピューターに確実にファイルの記録がなされ、意思表示が到達することであり、各個別システムの特質やICT技術の進展等により、この状態を作り出せるのであれば、「ファイルに記録された状態」を従前からの「利用者が利用者個々のディスクエリアから通知データをダウンロード」等する行為と解釈することに限定するものではない。</p>
追加質問事項	<p>納税告知書等の電子的方法による通知に関連して、例えばクラウドサービスやシンククライアント環境に於いて「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時」でなくとも「処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機の画面上で処分通知等が表示されたと推定できる状態」を確認できれば、民法 97 条における、隔地者に対する意思表示が有効といえるか。</p>
関係府省庁回答（総務省）	<p>行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（第 4 条第 1 項）では、個別作用法令の規定に基づき行政機関等が行う通知である処分通知等のうち、法令により書面等により行うこととされているものについて、書面によることに加えオンラインにより行うことを可能としている。</p> <p>同法律第 4 条第 3 項では、前述の処分通知等は、民法の一般原則（到達主義の原則）に基づき、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時を「到達」とすることを定めている。</p> <p>なお、同法は、法令に基づく行政手続等について、書面等によることに加え、オンライン等により行えるようにするために必要な各手続に共通する事項を定めているものである。</p>
関係府省庁回答（財務省）	<p>本質問は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律第 4 条第 3 項の規定及び民法の「到達」の解釈に対するものであり、当省として回答できる立場にない。</p>
関係府省庁回答（法務省）	<p>民法 97 条第 1 項の「到達」については、これまでの裁判例の集積により、一般に、相手方が社会通念上了知することができる客観的状态が生じたと認められることであるなどと理解されている。個別の事例については、それぞれの事情を考慮し、このような基準に即して判断されることになると考えられる。</p>

分野	電子行政	通し番号	4
分類	手続きの電子化	回答府省 庁名	国土交通省
項目名	航空機登録申請の添付書類を削減した上での電子化		
項目の内容	<p>2010年3月29日をもってオンライン申請が終了した航空機登録申請は、添付書類を別途郵送する等の手間が発生していたため、実際の利用に結び付いていなかった。しかし、航空機を複数台所有する企業においては、月に数回程度申請の必要があり、添付書類が削減されれば、電子申請をしたいというニーズがある。</p> <p>このため、航空機登録に関する申請は、申請に必要な書類を削減した上で、全てオンラインで出来るようにする。</p>		
回答の分類	F		
関係府省庁回答	<p>第2回「国民の声」において取り上げられた案件については、政府内の割振り調整、担当府省による検討、政府内の調整等、IT分野に限らず全分野共通で第1回「国民の声」と同様の手続きを踏まえるべきであり、本専門調査会が独自に各府省に対して検討を求めるのは適切ではない。したがって、本件は削除すべきである。</p>		
書面調査による質問事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 航空機登録のオンライン申請が平成22年3月29日を以て終了しているが、その背景・理由を教えてください。 2. 航空機登録申請のオンライン申請の再開の可能性について、貴省のお考えを教えてください。 3. オンライン申請普及の足かせになっていたと推察される添付書類の省略、簡略化、電子化について、これまでの検討の有無、検討経緯、今後の見通しについての貴省の考えを教えてください。 		
関係府省回答 (国土交通省)	<p>オンライン申請については、平成20年に国土交通省として申請自体が少ない手続き、オンライン申請実績が低調な手続きを費用対効果等の観点から見直しを行い、平成21年度末に航空機登録に係る申請を含め約2,000件のオンラインによる手続きを停止したところ。航空機登録制度は航空機に係る所有権、抵当権を公示する制度という性質を有しており、申請内容の証明となる添付書類が必要であること、また、当該書類については電子化が難しいことから、改めてオンライン申請とすることはできない。</p>		

分野	電子行政	通し番号	5
分類	手続きの電子化	回答府省 庁名	経済産業省 総務省
項目名	航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化		
項目の内容	航空機用火工品を輸入する際に、火薬類取締法第 24 条に規定する都道府県知事の輸入の許可及び輸入後の届出が必要とされているが、オンラインで申請できないため、申請者に負担が生じている。このため、インターネットを利用して簡単に申請できるようにする等により申請者の負担を軽減するべきである。		
改正対象となる法令・制度 (未定でも可能性のあるもの含む)	<p>火薬類取締法第 24 条第 1 項</p> <p>第二十四条 <u>火薬類を輸入しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。</u></p> <p>2 都道府県知事は、輸入の目的が明らかでないときその他その輸入が公共の安全の維持に支障を及ぼす虞があると認めるときは、前項の許可をしてはならない。</p> <p>3 火薬類を輸入した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、輸入に関し必要な事項は、経済産業省令で定める。</p>		
対象法令・制度の分類	法律/政令/府省令/条例/告示/通達/ガイドライン他		
改正の分類	新設/改正/廃止/その他		
回答の分類	E：所管外		
関係府省庁回答（経済産業省）	輸入許可については、その事務が自治事務として都道府県知事によって行われているため、これらの事務が電子申請にて対応が可能かどうかは各都道府県の事情による。		
書面による質問事項	<p>1. オンライン化は経産省の権限外であることは理解できるが、もしニーズが大きいのであれば、都道府県に対して働きかけるなり財政措置するなり後押しすべきなのではないか。貴省の見解を教えてください。（経済産業省）</p> <p>2. 自治事務の電子化について、地方公共団体の判断に委ねられ十分進まないことについて、総務省の見解を教えてください。また、自</p>		

	<p>治事務の電子化を促進するために総務省としてどのような取組を行っているか。(総務省)</p>
<p>関係府省庁回答（経済産業省）</p>	<p>航空機用火工品輸入手続きの電子化及び簡素化について、内閣官房の意見を伝達の上、権限を有する千葉県に検討を求めたところ、千葉県の見解は以下のとおりであり、現状では、電子化は困難であると考ええる。</p> <p>現在、火薬類輸入許可申請は、県内外の不特定多数の者から申請がなされており、輸入品目も航空機用火工品に限らず多岐にわたっている。その申請を電子化することは、次の理由により難しいと考える。</p> <p>1. 千葉県では、平成18年に「ちば電子申請・届出サービス」の運用を開始し、行政手続きの電子化に取り組んでいる。この取り扱いの中で、代表者等の押印が必要な文書に関しては、電子署名を付して電子申請をするようになっているが、署名の認証等システム上の準備が繁雑ということもあり、平成18年の運営開始以来電子署名を付した電子申請の実績は0件となっている。また、来年度以降はシステムの変更に伴い電子署名による申請受付の取扱をしないこととなっており、火薬類輸入許可申請についても法令上押印が必要となっていることから、現時点では火薬類輸入許可申請手続きの電子申請には対応することができない。</p> <p>2. 申請書には火薬類取締法施行規則第46条の規定により、輸入する火薬類の成分及び配合比もしくは構造及び組成を記載した資料等を添付することとなるが、不備・不明なものが多く見受けられる。そのため、火薬類取締法第24条第2項に規定する公共の安全の維持に支障を及ぼすおそれが無いことを確認するには、書面に加えて申請者（又はその代理者）から直に聞き取りし、内容を確認の上受理するのが妥当と考えている。</p> <p>特に、初めて許可申請をする者や火薬類に関する法令の知識が十分でない者、また過去に輸入実績がない品目を輸入しようとする場合にあっては、直接内容の確認が必要と考える。</p>
<p>関係府省庁回答（総務省）</p>	<p>2. 航空機用火工品輸入手続きの電子化については、当該手続きに係る法律を所管し、手続きに係る様々なデータや情報を持つ府省において検討されるべきものとする。なお、地方公共団体において事務を電子化するか否かの判断は、原則としてその地方公共団体の実情に</p>

	<p>応じてなされるべきものである。総務省が所管する具体的な制度について電子化が必要とのことであれば、別途ご相談いただきたい。</p>
--	---

分野	電子行政	通し番号	7
分類	オンライン手続きの利便性向上	回答府省庁名	財務省、国土交通省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、法務省
項目名	輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）の利便性向上及び利用促進		
項目の内容	<p>輸出入・港湾関連手続きの一元化、簡素化を目的に平成20年10月12日に稼働した輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）において、港湾・通関・検疫毎に異なる書式が存在し、また、国際システムとの互換性がないため、利用が促進されていない。</p> <p>システムの利便性を向上させ、利用促進を図るため、書式を統一化するとともに、国際システムとの互換性を確保する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>入（出）港届など複数の省庁に提出する届出の様式は既に関係法令を改正の上、様式の統一化を図っております。その他の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。（厚生労働省）</p>		
対象法令・制度の分類			
改正の分類			
回答の分類	財務省D、A、国土交通省D、厚生労働省D、A、農林水産省D、経済産業省E、法務省D、F		
関係府省庁回答（財務省）	<p>1. 書式の統一化について（回答区分「D」）</p> <p>申請書類の統一化につきましては、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局・検疫所で異なっていた入（出）港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させました。また、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現するなど、継続して利用者の利便性向上に努めているところです。入出港手続以外の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について（回答区分「A」）</p> <p>国際システムとの連携については、今後、マレーシアからの原産地証明書情報の電子的送受信を行うための国際連携システムを構築し、システムの国際連携に向けた取り組みを進めているところで</p>		

	<p>すが、今後も引続き諸外国のシステムとの連携に関する調査・検討を進めることとしております。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>入（出）港届など複数の省庁に提出する届出の様式は既に関係法令を改正の上、様式の統一化を図っております。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>諸外国とのシステム連携実施にあたっては、相手国との業務手続及びシステムの接続に係る調整が必要となります。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局・検疫所で異なっていた入（出）港届、乗組員名簿、旅客名簿などについて、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させました。また、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現しております。入出港手続以外の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、国際的なシステム連携について、2005年12月のアセアン首脳会合における合意文書において、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている2012年にも、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に取り組むとともに、米国、EU、韓国、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むこととされていることから、</p> <p>当該取組の一環として、原産地証明書のシステム連携について実証実験を実施しているところです。</p>
<p>関係府省庁回答（国土交通省）</p>	<p>1. 書式の統一化について（回答区分「D」）</p> <p>申請書類の統一化につきましては、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局で異なっていた入出港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータ</p>

	<p>ル)を稼働させました。また、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現するなど、継続して利用者の利便性向上に努めているところです。入出港手続以外の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>1. 書式の統一化について（回答区分「D」）</p> <p>申請書類の統一化につきましては、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局・検疫所で異なっていた入（出）港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させました。また、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現するなど、継続して利用者の利便性向上に努めているところです。入出港手続以外の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について（回答区分「A」）</p> <p>国際システムとの連携については、マレーシアからの原産地証明書情報の電子的送受信を行うための取組を進めているところですが、今後も引き続き諸外国のシステムとの連携に関する調査・検討を進めることとしております。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>入（出）港届など複数の省庁に提出する届出の様式は既に関係法令を改正の上、様式の統一化を図っております。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>諸外国とのシステム連携実施にあたっては、相手国との業務手続及びシステムの接続に係る調整が必要となります。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局・検疫所で異なっていた入（出）港届、乗組員名簿、旅客名簿などについて、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行い、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させました。また、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現しております。入出</p>

	<p>港手続以外の手続についても関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>「貿易手続改革プログラム」（平成21年7月16日第二次改訂）において、国際的なシステム連携について、2005年12月のアセアン首脳会合における合意文書において、アセアン・シングルウィンドウが完成するとされている2012年にも、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンドウが相互に接続された状態となるよう、その実現に取り組むとともに、米国、EU、韓国、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むこととされていることから、当該取組の一環として、原産地証明書のシステム連携について実証実験を実施しているところです。</p>
<p>関係府省庁回答（農林水産省）</p>	<p>申請書類の統一化につきましては、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、関係規則を改正し、様式の統一化や項目の簡素化を行うなど、利用者の利便性向上に努めており、平成22年10月現在、動物検疫、植物検疫ともに輸入検査申請の電子申請率は90%を超えているところです。今後とも関係省庁で協議を行い、システムの利便性を向上させ、利用促進を図るよう努めてまいります。</p>
<p>関係府省庁回答（法務省）</p>	<p>1. 書式の統一化について（回答区分「D」）</p> <p>申請書類の統一化につきましては、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」（FAL条約）の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局で異なっていた入出港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化をすでに実施済みです。</p> <p>なお、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ（府省共通ポータル）を稼働させるとともに、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現しています。今後とも継続して利用者の利便性向上に努めてまいります。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について（回答区分「F」）</p> <p>ご指摘の国際システムとの連携の実施についてですが、輸出入・港湾関連手続きシステムとしては、今後、マレーシアからの原産地証明書情報の電子的送受信を行うための国際連携システムを構築し、システムの国際連携に向けた取り組みを進めているところです。</p>

	<p>が、今後も引続き諸外国のシステムとの連携に関する調査・検討を進めることとしております。</p> <p>ただし、輸出入・港湾関連手続きシステムのうち、当省は本邦に上陸しようとする外国人乗員の上陸許可申請を所管しているのみであります。外国人の入国の許否については、国際慣習法上各主権国家の裁量に委ねられているところでもありますので、当省が所管する制度が改善提案の実施を妨げているものではないと認識しております。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>申請書類の統一化につきましては、上述のとおり、平成17年9月の「国際海上交通簡易化条約」(FAL条約)の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局で異なっていた入出港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を実施しております。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>諸外国とのシステム連携実施にあたっては、相手国との業務手続及びシステムの接続に係る調整が必要となります。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>1. 書式の統一化について</p> <p>申請書類の統一化につきましては、上述のとおり、平成17年9月のFAL条約の締結に併せて、港湾管理者・港長・税関・入国管理局で異なっていた入出港届について、法律等を改正し、平成17年11月より様式の統一化、項目の簡素化を行いました。また、平成20年10月に新たなシングルウィンドウ(府省共通ポータル)を稼働させ、平成22年2月には空港入出港手続においてもシングルウィンドウ化を実現するなど、継続して利用者の利便性向上に努めているところです。</p> <p>2. 国際システムとの互換性について</p> <p>輸出入・港湾関連手続きシステムとしては「貿易手続改革プログラム」(平成21年7月16日第二次改訂)において国際的なシステム連携について、2005年12月のアセアン首脳会合における合意文書においてアセアン・シングルウィンドウが完成するとされている2012年にも、日本のシングルウィンドウとアセアン・シングルウィンド</p>

	<p>ウが相互に接続された状態となるよう、その実現に取り組むとともに、米国、EU、韓国、中国等、アセアン以外の国々とのシステム連携にも取り組むこととされていることから、当該取組の一環として、原産地証明書のシステム連携について実証実験を実施しているところです。</p>
<p>関係府省庁回答（経済産業省）</p>	<p>輸出入・港湾関連手続きシステム（次世代シングルウィンドウ）のうち、当省は「NACCS貿易管理サブシステム」を所管しております。</p> <p>このシステムは外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出入の許可・承認の手続きのためのシステムであり、港湾、通関、検疫に関する手続きを対象とした本要望の対象外であると認識しております。</p>

<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 輸出入において電子化によって利便性が向上される作業としては、次世代シングルウィンドウで現在主に電子化が進められている港湾EDIシステム、通関情報処理システムなどの工程での作業に加え、信用状の作成、各種報告書（危険物申告書や動物輸送申告書など）の作成など様々な工程での作業が考えられ、個別に電子化を進めるだけでなく統括的な電子化のインパクトが大きいと考えられる。上記統括的電子化に対する貴省の見解を教えてください。 2. 次世代シングルウィンドウの機能を拡充し、輸出入プロセスの効率化を進め日本企業の競争力を上げていく上で、具体的にどのような利用促進策を行っているか教えていただきたい。また利用促進についての具体的な目標があれば、教えていただきたい。具体的な目標がない場合は目標を設定した上で利用促進策を実施するべきではないか。 3. 国際システムとの互換性確保について、マレーシア以外の国々とのシステム連携について、具体的な計画はあるのか。なければ、詳細なスケジュールを策定して取り組むべきではないか。
--------------------	--

関係府省回答
(財務省)

1. 輸出入・港湾手続の電子化については、「電子情報処理組織による輸出入等関連業務の処理等に関する法律」(昭 52・法第 54 号)に基づき、我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、従来の国際運送貨物に係る税関手続の他、新たに港湾手続、食品衛生手続、動植物検疫手続、入国管理手続等の関連する他の省庁の手続に関する電算システムを一体的に運営するため、輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCS センター)を設立し、平成 20 年 10 月の海上貨物通関情報処理システム(Sea-NACCS)の更改に際し、国土交通省の港湾 EDI システムとの統合を図るとともに、平成 22 年 2 月の輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)稼働に合わせ経済産業省の貿易管理手続のシステム(JETRAS)を統合し、その他の関係省庁システムについても平成 25 年 10 月を目途に NACCS と統合することとしております。

NACCS は、シングルウィンドウを含む行政機関等への手続だけでなく、民間業務である貨物管理も併せて一体で処理するシステムであるため、これまでも民間利用者の要望に基づき、業務の改善を随時実施してきておりますが、今回、新たに CY 搬出入業務、Sea Waybill 発行業務等の民間業務に関する新規業務の導入を予定しており、より利便性の高い NACCS の総合物流プラットフォームとしての機能の一層の充実を図っております。

このように、NACCS を管理・運営する輸出入・港湾関連情報処理センター(株)(NACCS センター)では、民間要望を踏まえ、NACCS の総合物流プラットフォームとしての機能向上に努めているところですが、NACCS センターを監督する財務省としても関係省庁と連携しつつ、総括的な電子化の取組みにより、利用者の利便性を更に向上させることとしております。

2. 税関に対する輸出入申告については総許可件数の約 98% (個人での通関等を除けば実質的にほぼ 100%) が電子申請されているところですが、その他の一部業務(特に港湾関連手続)には、中小の民間企業(特に中小の船会社)がシステムを利用していないことなどから、システム利用率が低いものもあります。

NACCS はシングルウィンドウを含む行政機関等への手続と民間業務である貨物管理を一体に処理するシステムであり、これまでも民間利用者の要望に基づき、官と民双方の業務の改善を随時実施してきております。特に NACCS の民間業務である貨物管理業務は、利用者が入力した情報を関係する他の利用者が活用する総合物流プラ

ットフォームとしての特性を有しておりますので、NACCS センターでは、この総合物流プラットフォーム機能を最大限発揮させるためには、特に NACCS の ACL（船積確認事項登録）業務のシステム利用率の向上が最重要課題と認識しており、ACL 業務の利用率が向上すれば、その他の利用率の低い業務の利用率向上につながるものと見ております。こうした考えから NACCS センターでは、これまでも ACL 業務の利用率の向上に努めてきており、ACL 業務導入当初の平成 11 年には利用率が約 30%であったものが、現在、約 70%まで伸びてきております。これを更に 90%まで引き上げるために、現在、関係業界との作業部会を立ち上げ ACL 業務の利便性向上を図るとともに、ACL 業務講習会を開催するなど、利用率の向上に努力しているところです。ACL 業務自体は民間業務であります。電子化の推進という観点から、財務省としても、税関の現場で中小の船会社等に対して ACL 業務の利用を慫慂するなどの取組みを行っているところです。なお、NACCS センターが現在新規業務として導入予定の CY 搬出入業務、Sea Waybill 発行業務は、ACL 業務の利用率拡大に極めて有用であることをも勘案して取組んでいるものです。

また、シングルウィンドウ（府省共通ポータル）の在り方については、「新成長戦略」等に基づき、官民合同の検討の場を活用し、利用者の立場に立って稼働後も継続した見直しを行うこととしている他、シングルウィンドウを更に発展させ、より利便性の高いシステムとするため、関係省庁の輸出入や港湾関連手続のシステムについて、順次 NACCS に統合することとし、平成 25 年 10 月に動植物検疫及び輸入食品検査手続のシステムの統合に向けて、関係省庁と連携しつつ作業を進めているところです。

3. 国際的なシステム連携については、現在、マレーシアとの間で原産地証明書情報のシステム連携について実証実験を実施中ではありますが、この実証実験の結果を踏まえ、問題点を洗い出し、改善策を講じた上で、本年中を目途に本格実施に移行する予定です。

マレーシア以外の新たな連携先としては、タイ、インドネシア、フィリピンとの間で協議を開始しているところですが、まずはマレーシアとのシステム連携を本格実施に移行させることが先決であり、その上で相手国の実情を踏まえて詳細なスケジュールの策定を行う方針としております。

<p>関係府省回答 (国土交通省)</p>	<p>1. 港湾手続の電子化については、平成 11 年度より試行的に港湾 EDI システムを運用開始し、平成 15 年から本格運用を図ってきたところであるが、我が国の国際競争力強化及び利用者利便の向上に資するため、税関手続等の関連する他の省庁の手続に関する電算システムを一体的に運営するため、平成 20 年 10 月に輸出入・港湾関連情報処理センター(株) (NACCS センター) を設立するとともに、港湾 EDI システムと海上貨物通関情報処理システム (Sea-NACCS) との統合を図ったところであります。</p> <p>また、平成 22 年 2 月には経済産業省の貿易管理手続きのシステム (JATRAS) が NACCS に統合されたほか、その他の関係省庁のシステムについても平成 25 年 10 月を目処に NACCS に統合することになっており、現在、関係省庁では情報の共有化を図りつつ、システム統合にかかる検討が行われているところです。</p> <p>引き続き、総括的な電子化の取組みに向け、関係省庁と連携しつつ、利用者の利便性を向上させることとしております。</p> <p>2. 国土交通省所管の港湾手続の平均オンライン利用率は、現在 4 割程度であるが、これを当面は、IT 新改革戦略に基づき 5 割まで向上させるべく、関係者のシステム利用を促進させるため、NACCS センターとの共催により全国各地で港湾手続の利活用方法に関する説明会の開催や船舶代理店等へ個別説明を行うなどに引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>関係府省回答 (厚生労働省)</p>	<p>1. 検疫手続きの電子化については、NACCS センターが管理・運営するシステムを活用して実施しているところであり、引き続き、総括的な電子化の取組みに向けて、関係省庁と連携しつつ、利用者の利便性を更に向上させることとしております。</p> <p>2. 関係者のシステム利用を促進させるため、国土交通省や NACCS センターとの共催により全国各地で港湾手続におけるシステムの利活用方法に関する説明会の開催や船舶代理店等へ個別説明を行うなどに引き続き取り組んで参ります。</p>
<p>関係府省回答 (農林水産省)</p>	<p>1. 農林水産省では、輸出入関連手続について関係省庁システムとの連携のもと、動物検疫及び植物検疫検査関連手続を電子化しているところである。このシステムは検疫当局と輸出入者との間のシステムである。ご指摘の信用状の作成、各種報告書の作成については、民・民ベースの問題と思料する。従って、関連する民間サービスの</p>

	<p>システムとの連携の要望があるのであれば、関連省庁との合意のもと検討を行う用意はある。</p> <p>2. 動物検疫及び植物検疫検査関連手続電算処理システムは、現在、農林水産省の独自のシステムとして府省共通ポータルを介して輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)と連携しているところであるが、国際競争力強化や利用者の利便性向上等を図る観点から、次回のシステム更改時(平成25年10月)にNACCSに統合されることとなっており、現在、統合に向けた検討がNACCSセンターとの間で進められている。</p> <p>3. (所管外)</p>
--	---

分野	電子行政	通し番号	8
分類	オンライン手続きの利便性向上	回答府省 庁名	厚生労働省
項目名	雇用保険被保険者離職証明書（離職者の電子署名省略）		
項目の内容	<p>平成 23 年 1 月に予定されている企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」に関し、離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保する方法として、離職者の電子署名が必要となった場合には、オンライン利用の向上が図れない可能性が懸念される。</p> <p>このため、離職者の電子署名の代替手段について検討する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	雇用保険法施行規則(昭和 50 年労働省令第 3 号)第 7 条中様式第 5 号		
対象法令・制度の分類	府省令		
改正の分類	改正		
回答の分類	B		
関係府省庁回答	御指摘の離職者の電子署名の代替手段については、引き続き検討中です。		
実現へのハードル	省令改正が必要。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	戸のように離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保するかは、企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」の運用開始（オンライン申請の開始予定時期については、23 年度中になることが見込まれる。）までに検討し、結論を得る予定です。		
書面による質問事項	1. 「どの様に離職者本人が離職証明書（離職票）の内容を十分に確認することを担保するかは、企業-職業安定所間の「離職証明書を伴う雇用保険被保険者資格喪失届のオンライン申請」の運用開始（オンライン申請の開始予定時期については、23 年度中になることが見込まれる。）ま		

	<p>でに検討し、結論を得る予定です。」との回答であるが、電子署名以外の方法を採用する目算はあるのか。あるとすればそれはどのような方法か。</p> <p>2. 利用者の利便性と権利確保のために、本人同意を電子的に得るための新たな法制度等が求められるのか、もしくは現行の規制を緩和・撤廃すれば解決できると認識しているのか、検討の状況を詳しく教えていただきたい。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>1. 検討中であるため、目算の有無はお示しできない。</p> <p>2. 検討中であるため、法制度新設の要否、現行規制の緩和・撤廃による解決の可否について、具体的な認識はお示しできない。</p>

分野	電子行政	通し番号	10
分類	オンライン手続きの利便性向上	回答府省 庁名	総務省
項目名	公的個人認証サービスにおける署名検証者の民間事業者への拡大及び認証機能の付加		
項目の内容	<p>公的個人認証法第17条第1項及び第5項により、公的個人認証サービスの署名検証者は、行政機関等、裁判所、行政手続の代理者、政令に定める基準に適合する民間の認定事業者等に限定されている。</p> <p>公的個人認証の利活用を促進するため、署名検証者を一般の民間事業者（ネット銀行やeコマース業者）に拡大する。また、公的個人認証サービスは、文書の真正性を確認する署名用途に利用されているが、認証用途にも使えるようにする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	公的個人認証法第17条第1項及び第5項等		
対象法令・制度の分類	法律		
改正の分類	改正		
回答の分類	B2		
関係府省庁回答	<p>ご指摘のあった、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・署名検証者を一般の民間事業者（ネット銀行やeコマース業者）に拡大すること、 ・文書の真正性を確認する署名用途に利用されているが、認証用途にも使えるようにすること、 <p>については、現在対応方法を検討中であり、今年度においてはそれぞれが実現された場合の民間事業者の具体的な利用ニーズを把握するべく所要の調査を行っている。</p>		
実現へのハードル	前欄に記載した民間事業者の具体的な利用ニーズを踏まえ、セキュリティ対策等の課題を勘案した上で適切に対応する必要がある。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<p>今年度、前々欄に記載した民間事業者の具体的な利用ニーズに関する調査を行っている。</p> <p>今後は同調査の結果を踏まえ、セキュリティ対策等の課題を勘案した上で検討する。</p>		

<p>書面による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「署名検証者を一般の民間事業者に拡大することについて現在対応方法を検討中」とのことであるが、公的個人認証法において、署名検証者に一般の民間事業者が認められていない理由は何か。また、如何にすれば一般の民間事業者への拡大が可能となると考えているか。 2. 「公的個人認証サービスを認証用途にも使えるようにすることについては、現在対応方法を検討中」とのことであるが、実現するための障壁は何があるのか、また、どのようなスケジュールを考えているか。 3. 今年度実施している調査の具体的な内容、また、来年度以降に予定している実証実験の内容についてご教示いただきたい。
<p>関係府省庁回答（総務省）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 現行法は公的個人認証サービスが行政手続のオンライン化を進めるための基盤を整備することを主たる目的として制定されたこと、また、現行法では、署名検証者は、公的個人認証サービスの利用者から電子証明書を、指定認証機関から電子証明書の失効情報等を受け取ることになるが、当該電子証明書には、氏名・住所等の個人情報記載されており、その取扱いについては、個人情報保護の観点から慎重に行う必要があることから、現行法においては、署名検証者を行政機関等に限定し、制度の信頼性の維持を図っているところ。 このため、一般の民間事業者が署名検証者となることを認めるためには、民間事業者の具体的な利用ニーズを踏まえつつ、そのことが社会的に妥当であるかどうかを検討すると同時に、電子証明書等に記載する情報のあり方、署名検証者による電子証明書の有効性確認の履行確保や安全確保の方法を検討する必要がある。 2. 公的個人認証サービスに認証用途を付加する場合に、民間事業者を含めてどの程度ニーズがあるのか不明である。また、認証用途を付加する方策として、現行の署名用途の電子証明書と併用する方法と別に発行する方法とがあるが、安全性・コスト・利便性の観点から、技術的に詳細を検討する必要があり、これらの検討を踏まえ、法令改正及び技術的基準の改正が必要である。スケジュールについては、上記課題の検討の結果、実施する場合には制度改正を2013年に行うことを想定している。 3. 本年度実施している「国民本位の電子行政の実現に向けた電子証明書の活用ニーズに関する調査研究」においては、 <ol style="list-style-type: none"> ①新たに一般の民間事業者に現行の公的個人認証サービスの利

	<p>用を認めた場合の民間事業者の具体的なニーズを把握すること、</p> <p>②公的個人認証サービスに新たに認証用途を付加する場合における民間事業者の具体的な利用ニーズを把握すること、</p> <p>をヒアリング等の手法で調査研究するもの。</p> <p>また、来年度以降に予定している実証実験は上記調査研究の結果、民間事業者に拡大するとした場合に行うものであり、具体的内容については現時点では未定。</p>
--	---

分野	電子行政	通し番号	11
分類	電子署名・認証の利便性向上	回答府省庁名	総務省、法務省、経済産業省
項目名	電子署名法における利用者の真偽の確認方法の緩和		
項目の内容	<p>民間では、法人内で利用する組織長印の電子版として、認定認証事業者が発行する電子証明書を活用している。認定認証事業者が発行する電子証明書の利用申込には、利用者の真偽の確認のために、組織長個人の、公的機関が発行する個人情報をも証明する書類（住民票の写し、戸籍の謄本若しくは抄本、登録原票記載事項証明書の提出、及び、利用申込と同時に行う方法としては印鑑登録証明書の提出、個人実印の押印）が必須となっている。法人内での利用に関わらず、公的機関が発行する個人情報をも証明する書類の提出が必須であることが、法人での利用促進を阻んでいる。</p> <p>このため、法人利用に係る電子証明書の利用申込における利用者の真偽の確認は、住民票の写し等の公的機関が発行する個人情報をも証明する書類に依らず、登記事項証明書等にて証明される法人代表者が、利用者を文書で証明するなどの方法でも可能とする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	電子署名及び認証業務に関する法律施行規則第5条		
対象法令・制度の分類	府省令		
改正の分類	改正		
回答の分類	F		
関係府省庁回答（総務省、法務省、経済産業省）	<p>電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）（以下「規則」といいます。）第5条において規定している利用者の真偽の確認の方法は、認定認証事業者が発行する電子証明書に対する一定の信頼性を利用者に示すための根拠となるものであり、認定認証事業者が規則第5条の確認方法を実施していることで、認定認証事業者が発行する電子証明書が利用者に信頼されること、併せて、利用者が行う電子署名がされた電子文書等を確認する商取引等の相手方から信頼されるための重要な要素となっています。</p> <p>提案されている「法人内での利用」の用途が不明ですが、どのよう</p>		

	<p>な利用の用途におきましても、認定認証事業者における利用者の真偽の確認は必須となりますので、規則第5条に規定する方法以外の新たな方法による確認を行う場合には、その確認方法が規則第5条の規定する確認方法と同等以上の信頼を有すると客観的に判断できるものである必要があると考えます。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>規則第5条に規定する方法以外の新たな方法により電子証明書の発行申請者の本人確認を行う場合には、その新たな方法が規則第5条の規定する確認方法と同等以上の信頼を有すると客観的に判断できるものである必要があり、認定認証業務の認定に当たっては、その点を確認する必要があります。</p> <p>提案されている「登記事項証明書等にて証明される法人代表者が利用者を文書で証明するなどの方法」については、この方法が規則第5条に規定する方法と同等の信頼を有しているものとして取り扱うためには、認定認証事業者は、少なくとも、①法人代表者がどのようにして利用者の本人確認（利用者本人が電子証明書の発行を求める意思を有していることの確認）を行っているか、②確認する利用者本人の個人情報の正確性を、当該法人においてどのようにして担保しているのか、③法人代表者が利用者を証明する文書について、それが法人代表者により作成されたものであることをどのようにして証明するのか等を確認した上で、電子証明書を発行する必要があると考えられます。したがって、提案の実現に当たっては、このような法人代表者による証明文書を発行しようとする企業において、少なくとも、当該文書が上記①から③までの要件を満たしていることを認定認証事業者が客観的に確認できるように、企業自身で対応する必要があると考えます。</p> <p>(参 考)</p> <p>電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年5月31日法律第102号）（以下「法」という。）においては、電子署名の利用者に対して信頼性の目安を提供するため、認証業務を行う者のうち、電子署名の安全性及び利用者の本人確認の適切性について一定の基準を満たす者は、国の認定を受けることができるとしています。国は、当該事業者が法第6条第1項各号のいずれの要件にも適合しているものでなければ、認定認証事業者として認定することはできません。</p> <p>利用者の真偽の確認の方法、すなわち、認定認証事業者が電子証明書を発行する場合に、電子証明書の発行の申請者が申請者本人である</p>

	<p>ことを確認するために最低限行う必要がある方法については、法第6条第1項第2号における「主務省令で定める方法」として、規則第5条に規定されています。</p>
書面による質問事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業における電子署名の活用状況について貴省の把握されている範囲でお答え頂きたい。 2. 法人代表者による証明文書の信頼性について、認定認証事業者が客観的に確認できることを条件に、当該文書を現行の規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めるべきではないか。
関係府省庁回答（総務省、法務省）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業においては、官公庁や地方自治体等における公共工事や物品の調達等における電子入札等において、電子署名法に基づく認定認証業務が発行した電子証明書による電子署名が幅広く利用されている。 2. 法人代表者による証明文書について、電子署名法施行規則（以下「規則」という。）第5条に定める利用者の真偽の確認の方法（例として、住民票の写しと申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の組合せなど）と同等程度以上の信頼性（利用申込者の本人性と実在性）を有することを認定認証事業者が客観的に確認することができる場合であれば、当該文書を規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めることができる可能性はあると思われる。
関係府省庁回答（経済産業省）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 企業においては、官公庁や地方自治体等における公共工事や物品の調達等における電子入札等において、電子署名法に基づく認定認証業務が発行した電子証明書による電子署名が幅広く利用されている。 2. 法人代表者による証明文書がどのようなものを指しているか不明であるが、当該文書について、電子署名法施行規則（以下「規則」という。）第5条に定める利用者の真偽の確認の方法（例として、住民票の写しと申込書に押印した印鑑の印鑑登録証明書の組合せなど）と同等程度以上の信頼性（利用申込者の本人性と実在性）を有することを認定認証事業者が客観的に確認することができる場合であれば、当該文書を規則第5条に規定する方法以外の新たな方法として、認めることができる可能性はあると思われる。
追加質問事項	<p>例えば適切に ID 及びアクセス管理された電子メールやグループウ</p>

	<p>ェア等を用いて文書管理を行っている場合、電子署名を利用していなくても、必要に応じてアクセスログ等を用いて真正性を検証できる場合には、係るシステムで管理されている書面は紙の書面と同等の書面としての有効性を備えていると考えられるか。</p>
<p>関係府省庁回答（総務省、法務省、経済産業省）</p>	<p>ご質問については、電子署名及び認証業務に関する法律に基づく電子署名の利用に関する内容ではないと思われることから、回答することは困難である。</p>

分野	電子行政	通し番号	12
分類	手続きの電子化	回答府省 庁名	総務省
項目名	全国共通の電子行政サービス実現のための申請様式等の統一化（①住民税関連手続（住民税特別徴収関連手続全般の電子化及び窓口の一本化））		
項目の内容	<p>給与支払報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続き等、特別徴収義務者（企業）が行う住民税特別徴収の手続きにおいて、各市区町村によって帳票書式の相違、電子データ授受への対応等が異なっているため、給与所得者（従業員）の居住地が複数の自治体にわたる大企業では、電子的に一括処理ができず、結果的に紙媒体で処理せざるをえない状況にある。</p> <p>業務処理の大幅な効率化及び誤徴収の防止を図るため、給与支払い報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続きなど、住民税特別徴収に係る手続については、全国の市区町村共通の電子手続システムを構築するなど、電子化・オンライン化及び窓口の一元化を行い、全国共通の電子手続を可能とする。また、今後の地方分権の流れを見据え、全国の自治体で共通の手続については、eLTAXをベースとしつつ、自治体全体で共通のプラットフォームを形成していく。さらに、給与取得者（従業員）本人が各自専用HPへアクセスし、特別徴収税額や各種異動手続きの状況をオンラインで参照できるような仕組みを構築する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	改正対象となる法令・制度はないものと考えております。		
対象法令・制度の分類	法律／政令／府省令／条例／告示／通達／ガイドライン他		
改正の分類	新設／改正／廃止／ <u>その他</u>		
回答の分類	D		
関係府省庁回答	<ul style="list-style-type: none"> ・ご指摘の給与支払報告書の電子的提出等の手続については、行政手続等の情報通信の技術の利用に関する法律に基づき、法制上の手当がなされており、電子化を阻害するような規制はないものと考えます。 ・当該手続は、全都道府県・全市区町村で構成する社団法人地方税電子化協議会が運営するエルタックス（地方税共同電子申告システム・ネットワーク）を利用することで、電子的に行うことが可能となっています。 		

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現在（平成22年9月現在）、給与支払報告書の電子的提出については、全1,750市区町村のうち800団体で導入されていますが、こうした電子化への対応は、各地方団体の判断に委ねられています。 ・ 総務省としては、納税者の利便性向上の観点から、電子申告の普及拡大について働きかけを行っているところであり、今後、電子申告を実施する団体は増加していくものと考えております。
実現へのハードル	地方団体の理解と財政負担への対応
書面による質問事項	<p>給与支払報告書の提出、特別徴収税額の通知、各種異動手続き等、特別徴収義務者（企業）が行う住民税特別徴収の手続きにおいて、電子化を阻害するような規制はなく、エルタックスを全ての地方団体が導入することにより解決されるとの回答を頂いているが、以下について回答をお願いしたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. エルタックスの利用状況に教えていただきたい。その際、ホームページに掲載されている項目ごとの利用件数ではなく、利用率のような指標で教えていただきたい。 2. エルタックスを導入した地方団体間において、帳票書式の相違、電子データ授受への対応等が異なっているということはないのか（企業から見て電子的な一括処理ができる状況になっているのか）について、貴省の把握されている範囲でお答えいただきたい。 3. 導入する自治体が増えているとは聞いているが、導入自治体が半分に満たない理由（地方団体にご理解いただくためには何が必要なのか。どれほどの財政負担が必要と想定されるのか等）について、見解をお伺いしたい。 4. エルタックスの利用を増やすためにどのような対策が必要と考えるか、特に財政的措置以外の対策について、貴省のご見解を教えてください。 5. エルタックス導入のためにどのような財政的支援措置を講じてきたのか。財政措置はされているか。 6. 各地方団体の判断に委ねることによって、取組状況が地方団体ごとにバラバラになり、結果として一括申告ができない不便が生じていることを鑑み、国として整備計画を作成すべきではないか。
関係府省庁回答（総務省）	<p>1. 通し番号1「償却資産税申告の電子化」の1. で回答したとおり。 【1. 平成22年12月現在、全47都道府県及び全1750市区町村がエルタックスに接続しており、そのうち、全地方公共団体（全都道</p>

府県・全市区町村)の約6割の団体が電子申告等のサービスを提供している。

エルタックスは、平成17年1月から6府県(岐阜県・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・佐賀県)で稼働を始めてから、順次拡大しているところであり、現時点での電子申告の利用率を正確に把握することは困難であると考えている。

また、各地方公共団体に対する申告件数は把握していないのが現状である。

なお、エルタックスを利用した電子申告等は、全税目を合わせて、平成21年度においては約190万件となっている。

(参考)各税目の電子申告の導入団体数は別添資料を参照】

2. 複数の地方公共団体に支社を持つ法人が、エルタックスを利用して法人事業税を電子申告した場合、申告データはシステム上で地方公共団体ごとに振り分けられ、本来、それぞれの地方公共団体に対して行う必要がある申告手続を一度の手続で済ませることができる。また、申告されたデータは、同じ様式に統一されている。

申告書等は基本的に省令等により様式が定められており、その点で様式の相違はないが、書面で申告する場合には、地方公共団体ごとに帳票を作成しているため、様式の体裁などに若干の差異が生じることがある。

また、企業が一括処理できないと言われている趣旨は、当該企業が複数の地方公共団体に対して電子申告を行おうとする場合、電子申告が利用できる団体と利用できない団体が混在すると、電子申告ではなく書面による申告を行うことになり、利便性が高まらないということにあると理解している。

3. 平成22年12月現在、全地方公共団体の約6割で電子申告が可能となっており、エルタックスの導入に対する地方公共団体の理解は徐々に進んでいるところである。

実現へのハードルとしては、主として地方公共団体の財政負担であると考えているが、電子申告を導入する費用は以前よりも低減している状況にあることから、総務省としては、地方公共団体に対して電子申告の普及・拡大について、より一層の働きかけを行っていくこととしている。

また、電子化のための初期投資に対して、IT交付金などの国費による支援があれば、地方公共団体における電子申告の普及は一層進展するものとする。

4. 通し番号1「償却資産税申告の電子化」の5. で回答したとおり。

【5. 地方税の電子申告の利用拡大は、納税者の利便性向上につながるものであることから、一層の普及・拡大が重要であると考えている。

電子申告の利用拡大に当たっては、地方公共団体におけるエルタックスの導入促進のほか、利用者となる企業側の利用促進について働きかけることが重要であると考えている。

エルタックスは、電子申告以外に他の地方公共団体の税務事務（公的年金からの個人住民税の特別徴収業務や確定申告書のデータ送信業務）において、全地方公共団体が利用していることから、今後、電子申告の導入に向けて一層の働きかけを行っていくこととしている。】

5. 通し番号1「償却資産税申告の電子化」の4. で回答したとおり。

【4. 総務省では、平成14年度から普通交付税による財政措置を講じている。

また、個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用として都道府県から市区町村に交付される徴収取扱費交付金（地方税法第47条）について、平成21年度～22年度の間においては、地方税の電子化に対応するため、本則に定める額（納税者1人当たり3000円）に300円を上乗せして交付している。

（参考）

A市への徴収取扱費交付金 = A市における個人の道府県民税の納税義務者数 × (3000円 + 300円)】

6. 通し番号1「償却資産税申告の電子化」の6. で回答したとおり。

【6. 地方税の申告手続は地方公共団体の自治事務であり、そうした手続の電子化して納税者の利便性向上を図る必要性は、各地方公共団体は十分に認識されている。

電子申告の普及・拡大を図ることを考えているが、申告手続の電子化について国が地方公共団体に対して義務付けを行うことは、地方公共団体に対する「義務付け・枠付けの見直し」に沿っていないのではないか。

いずれにしても、地方税の電子化を阻害するような制度的な要因は見当たらないところであり、総務省としては、地方公共団体の自主性を尊重しつつ、地方税の電子化に向けた取組を一層推進していくこととしている。】

分野	電子行政	通し番号	19
分類	手続きのワンストップ化	回答府省 庁名	法務省
項目名	戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村での交付		
項目の内容	<p>戸籍法第1章第1条において、「戸籍に関する事務は、市町村長がこれを管掌する」、戸籍法第2章第8条において、「戸籍は、正本と副本を設ける。正本は、これを市役所又は町村役場に備え、副本は、管轄法務局若しくは地方法務局又はその支局がこれを保存する」、また、戸籍法施行規則第1章第7条において「戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない」としており、現行法令上、戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書（戸籍謄抄本等）を本籍地以外の自治体で交付することは想定されていない。そのため、住所地以外の自治体に本籍を有している場合は、本籍地へ出向くか郵送による請求を行う必要があり、利用者にとって不便である。</p> <p>住民の利便性の向上と自治体の戸籍事務従事職員の業務負担の軽減を図るため、戸籍謄抄本等について、コンビニや本籍地以外の自治体窓口、自動交付機等でも交付できるようにする。</p> <p>※ 一部の広域連合等において戸籍謄抄本等の広域交付を実施している地域もあるが、法務省指示に基づき、戸籍事務従事職員に戸籍謄抄本等の発行に係る事務に限り他の自治体の職員として兼職（併任）して対応している。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>戸籍法第1条，第10条，第10条の2，第10条の3，第10条の4，第12条の2</p> <p>戸籍法施行規則第11条の2，第11条の3，第11条の4，第11条の5</p> <p>通達の新規発出</p>		
対象法令・制度の分類	法律／府省令／通達／ガイドライン他		
改正の分類	新設／改正／		
回答の分類	F		

<p>関係府省庁回答</p>	<p>戸籍謄抄本等を、コンビニや本籍地以外の自治体窓口、自動交付機等で交付することについては、市区町村の主体的判断によるべきものであり、当省では、市区町村から実施に向けた照会があった場合には、個人情報保護の観点等から検討し、その可否を判断するものです。</p> <p>なお、戸籍謄抄本戸籍情報のオンライン請求による取得については、既に制度整備を完了していますが、現在、この取扱いを開始している市区町村はないことから、今後も、市区町村及び関係省庁に対し、その推進について働きかけていくこととしています。</p> <p>また、本籍地市区町村が管理する各種行政証明書の自動交付機により戸籍謄抄本を発行することについては、既に各自治体において運用されているところです。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>戸籍には、離婚歴や帰化日本人であること等、非常に高度な個人情報記録されているため、本籍地以外での戸籍謄抄本の取得に関しては、相当厳格な個人情報保護策を講じる必要があります。</p> <p>また、平成19年改正戸籍法により、戸籍謄抄本の取得に際しては厳格な本人確認・権限確認を要することとしたほか、第三者の戸籍謄抄本の取得を制限するなどの改正を行ったところであり、これらの趣旨が損なわれることのないように、十分な検討が必要と思われます。</p>
<p>書面による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 戸籍関係証明書の本籍地以外の市区町村やコンビニ等での交付の実現については、市町村の主体的な判断によるとのことであるが、貴省がその可否を判断する基準について、具体的にご教授いただきたい。また、市町村や関連事業者の予見可能性を高めるため、貴省がガイドラインを作成するか、必要な法改正を行って、市区町村の取組を促すべきではないか。 2. 戸籍法施行規則の一部を改正する省令（平成16年4月1日）により戸籍手続のオンライン化に関する制度整備が完了していると理解。 平成22年現在で運用を開始している市区町村がひとつもないのはなぜか。 3. 現行法令上、本籍地以外の場所（庁舎外のデータセンター等）で戸籍を管理することは可能か。不可能である場合、自治体業務システムのクラウド化の推進等の状況を踏まえ、上記を可能とするよう制度改正を行うことは可能か。 4. 市町村の主体的判断で本籍地以外の場所（庁舎外のデータセンタ

	<p>一等)で戸籍謄抄本を管理することが可能であるならば、その条件はどのようなものか。</p>
<p>関係府省庁回答(法務省)</p>	<p>1 「1」について</p> <p>市町村から管轄法務局等に対して認容の可否について照会があった場合には、個々の事案に応じ、戸籍法等の関連法令に違反していないかどうかという観点のほか、プライバシー上の問題が発生しないかどうかという観点から可否を判断することになる。</p> <p>戸籍に関する情報の本籍地市区町村以外における提供については、様々な形態のものがあり得ることから、具体的な基準を定めたガイドラインを作成する予定はない。</p> <p>なお、「法改正」とあるが、現時点で、戸籍に関する情報の本籍地市区町村以外における情報の提供について、改正を行う必要がある法律の規定があるとは考えていない。</p> <p>2 「2」について</p> <p>各市区町村が、オンラインシステムによる戸籍事務の取扱いを実施するか否かは、その自主的な判断にゆだねられているのであり、法務省では、オンラインシステムによる戸籍事務の取扱いを行わない理由を把握していない。</p> <p>3 「3」について</p> <p>戸籍法施行規則7条1項は、「戸籍簿又は除籍簿は、事変を避けるためでなければ、市役所又は町村役場の外にこれを持ち出すことができない。」旨規定している。</p> <p>したがって、戸籍簿を庁舎の外に持ち出して管理することはできない。</p> <p>また、「自治体業務システムのクラウド化」が何を指すのかは明らかではないが、戸籍法施行規則7条は、戸籍簿等が人の身分に関する重要な公簿であり、極めて秘匿性の高いプライバシーに関する情報が記載されたものであるために設けられた規律であるので、これを廃止することは考えていない。</p> <p>4 「4」について</p> <p>戸籍簿の管理については、①関係市町村において一部事務組合等を設立し、市町村から同組合に戸籍簿の管理等を委託する方法を採ること又は②同組合を設立することなく、一方市町村が他方市町村にコンピュータ化された戸籍簿等の管理を委託し、委託市町村の端末から受託市町村の電子情報処理組織に接続することによって戸</p>

	<p>籍事務を行っている例がある。</p> <p>それ以外の形態で戸籍簿等を管理する場合として、どのような形態があり得るのかは承知していないが、市区町村から管轄法務局を通じて可否に関する照会があった場合は、個々の事案に応じ、戸籍法等の関連法令に違反していないかどうかという観点のほか、プライバシー上の問題が発生しないかどうかという観点から可否を判断することになる。</p>
--	--

分野	電子行政	通し番号	22
分類	行政保有情報の活用	回答府省 庁名	内閣府 (財務省所管(独)国立印刷局)
項目名	インターネット官報の無料公開		
項目の内容	<p>国の機関紙である官報の電子版については、内閣府から官報の編集、印刷及び普及事務を委託されている国立印刷局が、行政情報の電子的提供の推進の一環として30日間分の官報掲載内容をインターネットで無料配信しているが、それ以前の官報掲載内容については、内閣府や財務省と協議のうえ「有料サービス」としてインターネットで提供している。</p> <p>法律、政令、条約等の公布をはじめとする官報の掲載内容について国民に広く知ってもらうため、過去のものも含め、無料でインターネットからダウンロードできるようにする。</p>		
回答の分類	B3：検討未着手・今後検討		
関係府省庁回答	<p>官報のインターネットにおける公開については、政府における行政情報の電子的提供に関する取組を踏まえ、国民に対する要望に適切に対応するため、従来より取り組んできたところである。</p> <p>内閣府においては、無料公開期間の拡大に向け、委託先である(独)国立印刷局と協議してまいりたい。</p>		
実現へのハードル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電子版官報に掲載されている破産者等の個人情報、容易に検索できてしまうことに対して、破産者や弁護士会から改善を求める意見があり、個人情報の取り扱いについて整理を要する。 ・ 既存の電子版官報のデータは、時期により、その正確性に差異があり(電子署名の付与の有無、紙媒体からのイメージ画像)、全てのデータについて、正確性を担保するためには、膨大な作業を要する。 		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 平成11年、当時の行政情報化推進基本計画などの国の施策として、電子版官報のインターネット公開(閲覧のみ、7日間分)を実施。 ・ 平成15年、電子版官報の改変及び提供主体の証明をするため、電子署名を付し提供。 ・ 平成16年4月20日第159回国会参議院法務委員会において、法務省民事局長から「紙の官報が原本であり、電子版官報は附属物と解される」との見解が示された。 ・ 平成17年、IT政策パッケージ2005施策のもと、利活用の推進の 		

	<p>ため、印刷・テキスト抽出機能を付与。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 21 年、ユーザー要望を踏まえ、無料公開期間を 30 日に延長。 ・無料公開期間のより一層の拡大について、今後、検討。
<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 今後無料公開期間の拡大について検討とあるが、(独)国立印刷局との協議を含めて、今後どのようなスケジュールで取り組まれるのか。貴省の考えを教えてください。 2. 破産者等の個人情報が容易に検索されてしまう等、個人情報の取扱いについて慎重な意見があることは理解するが、官報はそもそも公開を目的としているのであり、検索や複製、加工が容易であるといったデジタル化することの特徴を踏まえて、官報無料公開に当たって具体的に取るべき対策について教えていただきたい。
<p>関係府省庁回答（内閣府（(独)国立印刷局））</p>	<p>電子版の官報については、掲載されている破産者等の個人情報が、一部サイトにおいて容易に検索できることに対し、破産者や弁護士会から改善を求める意見があり、公開期間拡大に当たっては、更に多くの情報の二次・三次利用の可能性が高まることから、個人情報の取扱いを含め情報提供の方法について整理する必要がある。</p> <p>（平成 21 年以降、インターネット上のルールに従い、グーグル等の汎用検索エンジンに対して、掲載されている個人情報が、検索対象外となるよう設定しているところである。）</p> <p>また、公開期間拡大に向けては、データの再整備、公開用配信機器の新規調達等の作業が想定される。</p> <p>これらのことから、上記の整理を行い、公開期間の拡大範囲を明確にした上で、公開期間拡大に向け具体的スケジュールを立案することとしたい。</p>

分野	電子行政	通し番号	25
分類	行政保有情報の活用	回答府省 庁名	総務省
項目名	住基情報の利活用範囲の拡大		
項目の内容	<p>現行の住民基本台帳法では、本人確認情報の提供先、用途は、住民基本台帳法別表第1に掲げる国の機関又は法人の事務と規定している。</p> <p>住基情報の利活用を促進するため、住基情報の提供先、用途を民間企業の業務に拡大する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	住民基本台帳法別表第1		
対象法令・制度の分類	法律		
改正の分類	改正		
回答の分類	C		
関係府省庁回答	<p>住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の提供先は住民基本台帳法別表に定められているものに厳格に限定されている。</p> <p>これを拡大するためには、住基法の改正が必要となるが、本人確認情報の民間利用については、住基ネット導入に係る法案審議において、これを強く否定する議論が積み重ねられており、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われている。</p> <p>民間事業者に本人確認情報を提供することについては、国民的な理解を踏まえた法案の立案と長期にわたる国会審議が必要となることが想定され、現状においては極めて困難である。</p>		
実現へのハードル	前欄を参照されたい。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	前々欄を参照されたい。		
書面調査によ	1. 現状、生命保険会社等は住所不明となった顧客の住所情報を市区		

<p>る質問事項</p>	<p>町村へ照会を行っているが、市区町村では、どのような民間事業者に対して、どのような情報をどのような方法で提供することが可能となっているのか。</p> <p>2. 現状の住基法の改正を伴わず、該当者の個人情報、たとえば基本四情報をすべて開示することなく民間事業者が顧客の本人確認や生存確認、本人の年齢確認（成年に達しているか等）、本人であることの真正性確認を市区町村に照会する仕組みについて検討すべきではないか。</p> <p>3. 住民基本台帳法が改正されて以降、個人情報保護法制が整備され、個人情報の取り扱いに対する社会の認識も高まってきたものと考えられるが、そのような背景を踏まえ、住基情報の活用用途拡大を改めて検討してもよいのではないか。</p>
<p>関係府省庁回答（総務省）</p>	<p>1. 訴訟の提起その他特別の事情による居住確認を行う必要がある場合等には、住民基本台帳法第11条の2第1項第3号に基づき、基礎証明事項（氏名、生年月日、性別、住所）に係る住民基本台帳の写しの閲覧を申し出ることができ、市区町村長が相当と認める場合には閲覧をさせることができる。また、自己の権利を行使し、又は自己の義務を履行するために住民票の記載事項を確認する必要がある場合等には、同第12条の3第1項第1号に基づき、基礎証明事項が表示された住民票の写し等の交付を申し出ることができ、当該申出を相当と認めるときは、住民票の写し等を交付することができる。なお、申出者が基礎証明事項以外の事項（住民票コードを除く。）が表示された住民票の写し等の交付を申し出、市町村長がその申出を相当と認めるときは、当該事項が表示された住民票の写し等の交付を行うことが可能である。</p> <p>2及び3</p> <p>住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付については、個人情報保護に関する意識の高まりを受け、平成18年及び平成19年に何人でも住民基本台帳の写しの閲覧や住民票の写し等の交付を受けることができる制度を見直し、閲覧や交付を受けることができる場合を限定することにより個人情報保護に十分に留意した制度に改正したところである。</p> <p>このように、個人情報保護の意識は従来に比べむしろ高まっている状況にあることから、住民基本台帳の情報の利用拡大については、個人情報保護の観点から慎重な検討が必要であり、現状においては困難である。</p>

	<p>また、住基ネットの本人確認情報の民間利用については、住基ネット導入に係る法案審議において、これを強く否定する議論が積み重ねられており、システムの安易な拡大を図らないよう付帯決議が行われている。</p>
--	---

分野	医療	通し番号	29
分類	遠隔医療	回答府省 庁名	総務省、厚生労働省
項目名	遠隔医療の実施可能範囲の明確化		
項目の内容	<p>医師法第 20 条における「診察」は、医療安全のため、問診等により疾病に対して一応の診断を下し得る対面診療を原則としていることから、遠隔医療については、対面診療を代替し得る程度の有用な情報を得られるという安全性が必要であるとされている。現在、平成 15 年の厚生労働省医政局長通知により、7 疾患が遠隔診療の対象として例示されているが、遠隔医療のモデル事業の実施を通じて、有効性・安全性が確認された遠隔医療技術については、7 疾患の例示への追加等が可能と考えられる。</p> <p>このため、追加可能な疾患がある場合は、遠隔医療の実施可能な明確な範囲を拡大するため、厚生労働省医政局長通知を改正する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>○医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条</p> <p>○情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について（平成 15 年 3 月 31 日 厚生労働省医政局長通知）</p>		
対象法令・制度の分類	（法律）／通知		
改正の分類	改正		
回答の分類	総務省 B 2、厚生労働省 A		
関係府省庁回答（総務省）	<p>「遠隔医療の実施可能範囲の明確化」の実施については、総務大臣・厚生労働大臣共催の「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ（平成 20 年 7 月）を踏まえ、厚生労働省と協議の上、モデル事業を実施して、遠隔医療の有効性・安全性に関する科学的根拠に基づくデータ（エビデンス）を収集・蓄積し、厚生労働省に対して「遠隔医療の実施可能範囲の明確化」の検討を要請してきたところ。</p> <p>また、総務省では、遠隔医療関係の事業を継続的に実施して、更なるエビデンスの収集・蓄積に取り組んでいる。</p>		
実現へのハードル	医療関係団体との十分な調整が必要。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省と協議の上、総務省予算による平成 20・21 年度「地域 ICT 利活用モデル構築事業／遠隔医療モデルプロジェクト」を実施し</p>		

ル	<p>て、遠隔医療の有効性・安全性に関するエビデンスの収集・蓄積に取り組んできたところ。</p> <p>また、総務大臣主催の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の地球的課題検討部会遠隔医療等推進WGの報告を踏まえ、平成22年度総務省予算「地域ICT利活用広域連携事業」の実施を通じて、遠隔医療のエビデンスの更なる収集・蓄積に取り組む予定。</p> <p>今後、これらの事業を通じて取得したエビデンスに基づき、「遠隔医療の実施可能範囲の明確化」を図るよう、厚生労働省に引き続き要請していく予定。</p>
関係府省庁回答（厚生労働省）	<p>遠隔医療の実施可能な範囲を拡大するための通知改正については、平成22年度から厚生労働科学研究において関係学会と協力しつつエビデンスを収集しており、その結果を踏まえ「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」の通知を改正する予定としております。</p>
実現へのハードル	<p>遠隔医療の例示への追加のためには、事例の収集・分析などを行い、安全性を確認する必要がある。</p>
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<p>平成22年度から月1～2回のペースで関係者と打ち合わせを行っているところであり、エビデンスを収集した上で、遠隔医療の適用範囲を明確化するための通知を改正する予定としております。</p>
書面調査による質問事項	<ol style="list-style-type: none"> 1. 「情報通信機器を用いた診療（いわゆる「遠隔診療」）について」（平成15年3月31日厚生労働省通知）別表「遠隔診療の対象」で遠隔医療の実施可能な範囲を拡大するためのエビデンスの収集のスケジュールについて、明確に示していただきたい。また、エビデンス収集後の、通知改正のスケジュールについて、明確に示していただきたい。 2. エビデンスを収集し追加を検討している症例の数の検討状況を教えていただきたい。また、追加するか否かの基準について、教えていただきたい。 3. 日本国内の医療機関が、通知で例示されていない症例で、遠隔診療が行うことは可能か。難しい場合に、どのような法令に違反し、こういった処罰または不利益を受ける可能性があるか。仮に可能な場合は、例示されている症例との違いは何かを教えていただきたい。 4. 通知改正においては、症例の例示の追加のみならず、遠隔医療が例示以外にも実施可能であること（限定的ではないこと）旨を明確に

	<p>すべきではないか。</p> <p>5. 日本国内の患者が、海外の医療機関から遠隔診療を受けることは可能か。難しい場合に、どのような法令に違反し、どういった処罰または不利益を受ける可能性があるか。仮に可能な場合は、日本国内で医療サービスを受ける場合との違いは何か教えていただきたい。</p> <p>6. 貴省回答で「関係者と打ち合わせを行っている」とあるが、打ち合わせの参加者、内容について、ご教授いただきたい。</p>
関係府省回答 (総務省)	<p>1. 厚生労働省における通知改正の検討に反映させるため、総務省予算により、これまで医療 ICT 関係の事業を 90 件以上実施しており、厚生労働省とも連携して、エビデンス収集に取り組んでいる。</p> <p>4. 総務省としては、実施可能範囲が限定的ではないことを明確にすべきであると考えている。</p>
関係府省回答 (厚生労働省)	<p>1・2. 現在、厚生労働科学研究において、遠隔診療に対する患者や有識者のニーズ等を把握するとともに、医療施設に保存されている医療記録を過去にさかのぼって調査する「後ろ向き」研究を通じて、安全性・有効性についてのエビデンスを収集中である。</p> <p>それらのエビデンスを収集した上で具体的な検討を行い、その結果を踏まえ、平成 22 年度中に通知改正を行う予定である。</p> <p>3. 通知で例示されていない症例であっても、直接の対面診療による場合と同等でないにしてもこれに代替し得る程度の患者の心身の状況に関する有用な情報が得られる場合には、遠隔診療を行うことは直ちに医師法（昭和 23 年法律第 201 号）第 20 条等に抵触するものではない。</p> <p>4. 厚生労働科学研究の結果を踏まえ、検討してまいりたい。</p> <p>5. どのような態様でどのような内容の遠隔診療が実施されるか不明確であるため、一般論としてお答えすることは困難であり、個別具体的な判断が必要である。</p> <p>6. 厚生労働科学研究の研究班の方々と、遠隔医療の現状等について打ち合わせを行ってきたところである。</p>

分野	医療	通し番号	30
分類	遠隔医療	回答府省 庁名	総務省、厚生労働省
項目名	遠隔医療に対するインセンティブの付与		
項目の内容	<p>遠隔医療は、機器に要する費用などの従来の診療と比べ追加コストが発生するが、診療報酬に関する告示等の規定では、特段の配慮がなく、遠隔医療を行う場合は、医療機関側は遠隔医療の機器等に要する費用を自己負担しなければならない。</p> <p>このため、診療報酬上の手当については、安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療について、順次検討し、結論を得ることとする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>（総務省） 診療報酬の算定方法 （厚生労働省） 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条2項に基づく告示</p>		
対象法令・制度の分類	告示		
改正の分類	改正		
回答の分類	総務省B2、厚生労働省F		
関係府省庁回答（総務省）	<p>「遠隔医療に対するインセンティブの付与」の実施については、総務大臣・厚生労働大臣共催の「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ（平成20年7月）を踏まえ、厚生労働省と協議の上、モデル事業を実施して、遠隔医療の有効性・安全性に関する科学的根拠に基づくデータ（エビデンス）を収集・蓄積し、厚生労働省に対して診療報酬の適切な活用などの「遠隔医療に対するインセンティブの付与」の検討を要請してきたところであるが、十分に検討が進んでいない。</p> <p>また、総務省では、遠隔医療関係の事業を継続的に実施して、更なるエビデンスの収集・蓄積に取り組んでいる。</p>		
実現へのハードル	<p>医療関係団体との十分な調整が必要。</p> <p>また、診療報酬制度の根本的な考え方において、</p> <p>①診療報酬措置のためには、遠隔医療が対面診療と同等以上の効果があると認められることが必要となること</p> <p>②仮に対面診療と同等の効果があるとしても、対面診療で実施した場合と同等の点数しか措置されない（ICT導入費用に見合うような加</p>		

	<p>算はされない) こと などとされており、今後、十分な議論・調整が必要となることが見込まれる。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省と協議の上、総務省予算による平成 20・21 年度「地域 ICT 利活用モデル構築事業／遠隔医療モデルプロジェクト」を実施して、遠隔医療の有効性・安全性に関するエビデンスの収集・蓄積に取り組んできたところ。</p> <p>また、総務大臣主催の「グローバル時代における ICT 政策に関するタスクフォース」の地球的課題検討部会遠隔医療等推進WGの報告を踏まえ、平成 22 年度「地域 ICT 利活用広域連携事業」の実施を通じて、遠隔医療のエビデンスの更なる収集・蓄積に取り組む予定。</p> <p>今後、これらの事業を通じて取得したエビデンスに基づき、遠隔医療に対する診療報酬の活用等インセンティブの付与を図るよう、厚生労働省に引き続き要請していく予定。</p> <p>同時に、ICT を活用した予防医療、健康管理に対するインセンティブ措置についても幅広い検討を厚生労働省に要請していく予定。</p>
<p>その他</p>	<p>「規制・制度改革に係る対処方針」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）において対処方針が示されている。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬は中央社会保険医療協議会において①保険者、被保険者等医療に要する費用を負担する者の代表者、②医師、歯科医師、薬剤師といった診療を担当する者の代表者及び③学識経験者等の公益側の代表者の三者が議論をして、決定しているものであり、ある医療技術を保険適用とするためには、この協議会において当該医療技術の安全性・有効性等の評価を行う必要がある。（なお、診療報酬の改定は通常 2 年に一度の頻度で実施されている。） ・遠隔医療についても、治療としての安全性・有効性等が確立されてから、当該協議会で議論いただくものと考えている。
<p>実現へのハードル</p>	<p>医療保険財政が非常に厳しく、質の高い医療をより効率的に提供することが求められている状況にあることを踏まえれば、ある医療技術を新たに保険適用とするためには、当該技術が他の医療技術に比べ、安全性・有効性等も高く、保険適用することがふさわしいことについて、費用を負担することとなる者と、診療を担当することとなる者双方の理解を得ることが必要である。</p>
<p>これまでの検討</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・安全性・有効性等についてエビデンスが得られた遠隔医療のモデル

<p>討経過と今後のスケジュール</p>	<p>については順次、検討を行う。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>1. 診療報酬以外のインセンティブ（例：遠隔医療に必要となる機器への補助等）については、想定されないのか。</p> <p>2. 中央社会保険医療協議会において診療報酬のインセンティブを議論いただくために、安全性・有効性等に関するエビデンスが必要とのことだが、エビデンスというに足るデータの基準、具体的内容等は明確になっているのか。また、どのような方法及びスケジュールで不足しているエビデンスを収集等する予定か。</p>
<p>関係府省庁回答（総務省）</p>	<p>1. 総務大臣・厚生労働大臣共催の「遠隔医療の推進方策に関する懇談会」の中間とりまとめ（平成 20 年 7 月）では、遠隔医療の持続可能性を確保するための具体的な方策として、診療報酬の適切な活用のほか、「補助金・地方交付税など財政支援措置の活用」が提言されている。</p> <p>2. 厚生労働省における診療報酬の活用の検討に反映させるため、総務省予算により、これまで医療 ICT 関係の事業を 90 件以上実施してきており、厚生労働省とも連携して、エビデンス収集に取り組んでいる。</p> <p>また、総務省としては、厚生労働省は、遠隔医療に対する診療報酬の活用に向けて、遠隔医療の安全性・有効性を示すエビデンスとなり得るデータの基準、具体的内容等を明確にすべきであると考えている。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>1. 平成 13 年度より、地域医療の充実のため、遠隔医療に必要な設備に対する補助事業を行っている。（平成 23 年度予算案 830 百万円の内数）</p> <p>2. 保険未収載の医療技術について保険収載等を希望する際は、中央社会保険医療協議会医療技術評価分科会へ学会等から医療技術評価提案書を提出することとされており、当該提案書においては、例えば</p> <p>①有効性とは、治癒率・死亡率・QOLの改善、診断の正確性の向上等について、当該技術と類似性を持つ既存技術の有効性と可能な範囲で比較し、データや学会のガイドライン等に基づき記載すること。また、別添を参考に、エビデンスレベル（Ⅰ Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅵ）を明記するとともに、当該エビデンスに関する資料（論文の写し等）を添付すること</p>

	<p>②安全性とは、当該技術を施行した際に発生した又は発生が予想される副作用・合併症・事故などのリスクについて、その内容と頻度を記載すること。また、当該技術と類似性を、もつ既存技術の安全性と可能な範囲で比較すること</p> <p>とされており、データの基準、具体的内容等は明確になっているところ。この医療技術評価提案書をもとに、医療技術評価分科会における専門家の議論が行われ、それらを踏まえて中央社会保険医療協議会総会で保険収載について判断を行っている。</p> <p>なお、厚生労働省科学研究の研究班が組織され、医療施設に保存されている医療記録を過去にさかのぼって調査する「後ろ向き」研究等を通じて、今年度、安全性・有効性についてのエビデンスを収集集中であり、来年度も引き続き本研究を継続する予定である。</p>
--	---

分野	医療	通し番号	31
分類	遠隔医療	回答府省 庁名	総務省、厚生労働省
項目名	特定保健指導の遠隔指導		
項目の内容	<p>特定健康診査に係る特定保健指導において、初回面談ではインターネット等による遠隔指導ができない。また、2回目以降の遠隔指導では、医療保険者が実施する特定保健指導の量を判断するためのポイントが直接面談より低い。</p> <p>このため、遠隔指導による特定保健指導の実施によって、利用者の利便性向上を図るため、初回から遠隔指導ができるように省令を改正するとともに、2回目以降の遠隔指導による特定保健指導の量を判断するためのポイントを直接面談と同等にする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>（総務省）</p> <p>○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条、第8条</p> <p>○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準第7条第1項及び第8条第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める特定保健指導の実施方法（平成20年厚生労働省告示第9号）第1、第2（厚生労働省）</p> <p>○特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成19年厚生労働省令第157号）第7条、第8条、</p>		
対象法令・制度の分類	<p>（総務省）府省令／告示</p> <p>（厚生労働省）府省令</p>		
改正の分類	改正		
回答の分類	総務省B2、厚生労働省B（※平成22年6月18日付けで閣議決定された「規制・制度改革に係る対処方針」において対処方針を既に提示済みである。）		
関係府省庁回答（総務省）	<p>「メタボ健診の保健指導の遠隔面談」の実施については、医療費の適正化の観点から生活習慣病などに係る予防医療の推進、メタボ健診の受診率向上などの観点からも、重要な課題と認識している。</p> <p>今後、厚生労働省と連携して、具体的な検討を進めていきたいと考えている。</p>		
実現へのハードル	公的医療保険関係団体等との十分な調整が必要。		

これまでの検討経過と今後のスケジュール	総務大臣主催の「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の地球的課題検討部会遠隔医療等推進WGの報告においても、予防医療への遠隔医療の活用について「効果が大きいことは、かなりのエビデンスによって実証されているが、これまでのところ、個別的なケースにおける実証に留まっており、今後、より広範囲の対象についての包括的なエビデンス収集が必要ある」と提言されていることなどを踏まえ、今後、厚生労働省と連携して、エビデンスの収集・蓄積に取り組み、具体的な検討を進めていく予定。
その他	「規制・制度改革に係る対処方針」（平成22年6月18日閣議決定）において対処方針が示されている。
関係府省庁回答（厚生労働省）	平成22年度厚生労働科学研究費補助金において、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の評価の研究を行い、対面と遠隔による指導の差異を検証しているところである。 この結果を受け、平成23年度中に制度の見直しについて結論を得る予定である。
実現へのハードル	初回面談において遠隔保健指導を実施するにあたっては、対面と遠隔による指導の差異を検証することが必要であること。
これまでの検討経過と今後のスケジュール	平成22年度厚生労働科学研究費補助金において、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の評価の研究を行い、対面と遠隔による指導の差異を検証しているところである。 この結果を受け、平成23年度中に制度の見直しについて結論を得る予定である。
書面調査による質問事項	1. 現時点における検証の状況について、具体的に教えていただきたい。 2. 平成23年度における制度見直しの議論の場とそのスケジュールについて教えていただきたい。
関係府省庁回答（厚生労働省）	（1に対する回答） 平成22年度厚生労働科学研究費補助金において、対面による通常の保健指導と比較した遠隔保健指導の評価の研究を行い、対面と遠隔による指導の差異を検証しているところである。 （2に対する回答） 上記結果を受け、特定健診・保健指導に関連した検討会において検討し平成23年度中に結論を得る予定としている。

分野	医療	通し番号	32
分類	遠隔医療	回答府省 庁名	総務省、厚生労働省
項目名	処方せんの電子化		
項目の内容	<p>現在、処方せんの交付については、「民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律」（e-文書法）の適用対象外とされているおり、電子的な交付が認められていない。一部の診察は遠隔医療が認められているが、処方せんが電子化されていないために、遠隔医療の普及の妨げとなっている。</p> <p>このため、遠隔医療の普及による患者の利便性向上のため、厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令を改正し、処方せんの電子化を認めることとする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医師法（昭和23年法律第201号）第20条 ○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号）、第3条、第4条、第5条、第10条 ○薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）第15条の13（厚生労働省） ○厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成17年厚生労働省令第44号） 		
対象法令・制度の分類	<p>（総務省）（法律）／府省令 （厚生労働省）府省令</p>		
改正の分類	改正		
回答の分類	総務省B2、厚生労働省B		
関係府省庁回答（総務省）	<p>「処方せんの電子化」の実施については、遠隔医療（在宅患者等に対する遠隔診療の実施）の推進や、調剤薬局等における処方情報の入力ミス・負荷軽減などの観点からも重要な課題と認識している。</p> <p>今後、厚生労働省と連携して、具体的な検討を進めていきたいと考えている。</p>		
実現へのハードル	医療関係団体、薬事関係団体との十分な調整が必要。		

<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>厚生労働省と連携して、具体的な検討を進めていく予定。 現在、健康・医療情報活用基盤の構築に向けた実証事業を3省（総務省、経済産業省、厚生労働省）連携で実施しているところであり、本事業において、現行制度の範囲内で部分的に処方せんの電子化について実証を行う予定である。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>処方せんの電子的な交付及び作成については、電子化した処方せんの閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化及び障害時の対応等についての法解釈の変更など、検討すべき点が多くあり、その適切な仕組みについて、検証するためのモデル事業を実施した上で処方せんの電子化について検討を行うこととしている。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>新たな情報通信技術戦略（平成22年5月11日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定）のパブコメや発表時において、関係団体から、フリーアクセスの担保について強く要望される旨の意見が出されており、この点も十分に考慮した制度・運用形態等を検討する必要がある。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>現在、関係局において意見交換を実施しているところであり、IT戦略本部のタスクフォースにおける検討結果と合わせ、検討会において議論していくこととしている。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子化した処方箋の閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化及び障害時の対応等についての法解釈の変更といった電子処方箋の普及・高度化へ向けた環境整備は重要だが、係る環境整備を待たずに処方箋の電子化を認めた場合に懸念されるリスクは何か教えていただきたい。 2. 電子化した処方箋の閲覧環境の整備、記述様式やコードセットの標準化及び障害時の対応等についての法解釈の変更を課題の具体例としてあげているが、それぞれの対処方針と検討スケジュールについて、教えていただきたい。 3. 患者からの求めがあれば紙の処方箋の発行を拒否しないことさえ義務づければ、電子処方箋を認めることで遠隔交付など医療機関や薬局の実質的な選択肢が増えることはあっても、減ることはないと考えられるが、関係団体の求めているフリーアクセスについて、電子処方箋の導入で自由な医療機関や薬局の選択が阻害される理由は何か。 4. 電子処方箋や電子的な書面による情報提供が認められることによって、障がい者の医療情報へのアクセシビリティ改善を期待できる

	<p>と考えられるが、全盲の患者など処方箋や医薬品の書面による情報提供を読むことのできない障がい者に対して、現状どのようなかたちで情報提供が行われているのか教えていただきたい。</p> <p>5. 電子化した処方箋の真正性の証明方法（患者による改ざんの防止）、電子化した処方箋の薬剤師による修正の方法、電子化した処方箋の薬局側の受け入れ体制整備等も課題と考えられるが、それぞれどのように検討を進めるのかを教えていただきたい。</p> <p>6. 上記の課題がクリアできれば、処方箋の電子化が可能となるのか。他に課題があれば、それぞれどのように検討を進めるのかを教えていただきたい。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>1. 非常に多岐にわたるため網羅的列挙は難しいが、例えば、送信内容と受信内容との齟齬による誤投与や誤内服、送受信が正常に行えないことによる問い合わせや紙処方せんでの対応とそれによる業務効率低下などが考えられる。</p> <p>2. 平成 23 年度中に課題やその対応方針を検討することとしている。</p> <p>3. 「処方せんの電子化について」（平成 20 年 7 月）の報告書によれば、「電子化した処方せんを受け付けることが恒常的に出来ない薬局が存在した場合、患者等が有する薬局の選択権（フリーアクセス）が侵害される」とされている。</p> <p>4. 医療機関及び薬局においては、視覚障害者に対し、それぞれが適切と考える方法により、情報提供が行われているものと考えている。</p> <p>5. 御指摘の点も踏まえ、課題やその対応方針を検討してまいりたい。</p> <p>6. 御指摘の点も踏まえ、課題やその対応方針を検討してまいりたい。</p>

分野	医療	通し番号	33
分類	医療情報の電子化	回答府省 庁名	厚生労働省
項目名	診療報酬請求及びカルテの完全電子化		
項目の内容	<p>(レセプト)</p> <p>レセプトオンライン請求の原則完全義務化については、平成 18 年 4 月 10 日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」により義務化が決定されていたが、平成 21 年 11 月 25 日の「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令の一部を改正する省令」により、義務化対象範囲が一部縮小された。</p> <p>レセプトの完全電子化を行い、医療の高度化を図るため、再度「療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令」の改正を行い、義務化対象の一部除外を撤廃する。</p> <p>(カルテ)</p> <p>電子カルテシステムの導入を支援するため、電子カルテシステムで使用する用語の整備やセキュリティ確保のためのガイドライン（医療情報システムの安全管理に関するガイドライン）の整備が行われているところ。</p> <p>カルテの完全電子化を行い、医療機関による医療情報の共有化による医療の高度化を図るために、省令等を改正しカルテの完全電子化を義務化する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>(レセプト)</p> <p>療養の給付及び公費負担医療に関する費用の請求に関する省令</p> <p>(カルテ)</p> <p>「診療録等の電子媒体による保存について」（平成 11 年 4 月 22 日付け厚生省健康政策局長、医薬安全局長、保険局長通知）</p>		
対象法令・制度の分類	<p>(レセプト)</p> <p>府省令</p> <p>(カルテ)</p> <p>通知</p>		
改正の分類	改正		
回答の分類	C：実施困難・不要		
関係府省庁回答	<p>(レセプト)</p> <p>レセプトオンライン請求の緩和措置は、過疎地の診療所をはじめとす</p>		

	<p>る小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こる可能性があること等を考慮して行われたものであり、現時点でのレセプトの完全電子化の実施は困難である。</p> <p>(カルテ)</p> <p>カルテの電子化については、業務の効率化、医療安全、質の向上などに資するものと考えており、その普及の推進に向け</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 標準的な病名・処置名などの医療用語を体系的に分類し、コード化したマスターの整備 ② セキュリティ確保のためのガイドラインの整備 ③ 医療情報システム間の相互運用性の確保 ④ 医療機関間の連携を踏まえた Web 型電子カルテシステムの導入補助 <p>などを実施しているところであります。</p> <p>なお、医療機関における電子カルテ等の IT 導入については、そのコストとメリットとのバランスに留意する必要があると考えております。</p>												
<p>実現へのハードル</p>	<p>(レセプト)</p> <p>義務化対象の一部除外を撤廃した場合、過疎地の診療所をはじめとする小規模医療機関の撤退などに象徴される医療現場の混乱や地域医療の崩壊が起こる可能性がある。</p> <p>(カルテ)</p> <p>レセプトオンライン化の完全義務化の過程においては、関係団体の反対が強く、訴訟まで提起されたことを踏まえ、十分なコンセンサスの形成が必要です。また、電子カルテは、導入コスト・ランニングコストの負担の問題があることにも留意が必要です。</p>												
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>(レセプト)</p> <p>原則として、レセプトを電子化するという方針に基づき、手書き・高齢などの理由によりオンライン化が困難である医療機関、薬局に対して配慮しつつ、レセプトの電子化を推進して参りたい。</p> <table border="1" data-bbox="432 1749 1347 1944"> <thead> <tr> <th></th> <th>H17</th> <th>H18</th> <th>H19</th> <th>H20</th> <th>H21</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>レセプトの電子化率(注)</td> <td>14.6%</td> <td>21.8%</td> <td>45.6%</td> <td>58.7%</td> <td>75.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 平成 17 年度、平成 18 年度は医科レセプトのみの数値である。</p>		H17	H18	H19	H20	H21	レセプトの電子化率(注)	14.6%	21.8%	45.6%	58.7%	75.6%
	H17	H18	H19	H20	H21								
レセプトの電子化率(注)	14.6%	21.8%	45.6%	58.7%	75.6%								

	<p>平成 19 年度以降は、医科、歯科、調剤レセプトの合計の数値である。平成 21 年度の内訳は、医科 78.6%(医科病院 97.4%、医科診療所 71.6%)、歯科 3.0%、調剤 99.9%となっている。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>(レセプト)</p> <ol style="list-style-type: none"> レセプトオンライン化の取組について、今後の取り組みの具体的な内容やスケジュールについてご教授いただきたい。 レセプトオンライン化の完全電子化については、「地域医療の崩壊が起こる可能性がある」とのことだが、崩壊の可能性が指摘される医療現場に対する支援については、検討されないのか。具体的な計画があれば教えていただきたい。 現在のレセプトオンラインの進捗状況を教えていただきたい。導入率を、過疎地域及びその他通常地域別、医師年齢別などのセグメント別で教えていただきたい。 <p>(カルテ)</p> <ol style="list-style-type: none"> 業界団体等の反対や懸念に対して、貴省のお考えを対処方針を教えてください。 カルテの電子化について、「業務の効率化、医療安全、質の向上などに資するものであると考えており、その普及の推進に向け具体的な施策を実施している」とあるが、導入に向けた具体的な取組みやスケジュールを教えてください。また、小規模医療機関等の電子化の推進につき、必要な予算確保を含めた貴省の方針を教えてください。 また導入の懸案事項として、コストとメリットのバランスへの留意を指摘されているが、具体的にどの程度のコストが実現できれば導入のメリットがコストを上回り実現が進むと考えているか教えてください。またその目標コスト実施に向けた具体的施策を行っているようであれば教えてください。 電子化の推進をする上で必要な診療報酬制度の改訂の可能性について貴省の方針を教えてください。
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>(レセプト)</p> <ol style="list-style-type: none"> 平成 17 年 12 月医療制度改革大綱により、平成 23 年度当初よりレセプトオンラインの完全義務化の方針であったが、民主党政権集 INDEX 2009 によりレセプトのオンライン請求を完全義務化から原則化に改められた。医科及び調剤については、原則電子

化の期限を迎えているが、歯科については平成23年4月に期限を迎えるため、歯科について電子化の勧奨を行っている。また、レセプト電子化の促進方法として、医療機関に対しては、電子レセプトで請求された診療報酬の支払いを早期に行うことを検討している。

2. 医療現場の実態等を踏まえ、平成21年11月に省令改正によりレセプトの電子化について免除・猶予の例外措置を設け、対応が困難な医療機関に十分に配慮を行った。また、医療現場に対する支援については、平成21年度補正予算において、レセプトコンピュータの購入に係る補助を行った。

3. 電子レセプト請求状況は、病院99.6%、診療所90.4%、薬局99.9%、歯科16.6%（平成22年11月請求分。件数ベース）である。過疎地域及びその他通常地域別、医師年齢別等については把握していないが、都道府県別では把握している（別紙の通り）。

（カルテ）

1. 医療機関においてカルテを電子化することは、業務の効率化や医療安全向上等のための手段であり、導入自体が目的ではない。したがって、IT導入によって改善したい目的と、それを達成するためのコストとのバランスが重要であると考えている。なお、平成21年3月に医療機関が自らの医療機関の機能等を考慮し、目的に応じた情報化の必要性と活用度を適切に評価するための指標として「病院におけるIT導入に関する評価系」の報告書を示しているところであり、まずは各医療機関においてカルテを電子化する目的を明確化することが重要だと考えている。

2. 電子カルテシステムの普及のため

① 標準的な病名・処置名などの医療用語を体系的に分類し、コード化したマスターの整備

② セキュリティ確保のためのガイドラインの整備

③ 医療情報システム間の相互運用性の確保

等を実施しているところである。

また、小規模医療機関については、「診療録等の保存を行う場所について」（平成14年3月29日付け医政発第0329003号・保発第0329001厚生労働省医政・保険局長連名通知）の平成22年2月改正により、ASP・SaaS型電子カルテの普及が可能となった他、医療機関間の連携を踏まえたWeb型電子カルテシステムの導入補助を実施しているところである。（平成23年度予算案 248百万円）

- | | |
|--|--|
| | <p>3. 初期投資及びランニングコストなどは、導入するシステムにより異なるものである。何を目的としてどのようなシステムを導入するか、システム改造と運用面の工夫との兼ね合いをどうするかなどは個別に検討・計画する性質のものであるため、統一的なコストの算出は困難である。</p> <p>4. 診療報酬は「療養の給付」に要する費用として保険医療機関に支払われるものである。2年に1度の診療報酬改定においては、中央社会保険医療協議会における議論を経て、限られた保険財政の中で、技術の適切な評価や医療政策を診療報酬の算定方法に反映させているところであり、カルテの電子化することについても、その中で必要があれば、こうした全体の配分の議論の中で行われるものと考えている。</p> |
|--|--|

分野	医療	通し番号	34
分類	医療情報の電子化	回答府省 庁名	総務省、厚生労働省
項目名	医療情報の2次利用に関する規定の整備		
項目の内容	<p>診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で2次利用することは、医学研究分野については、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」で、匿名化する場合であっても患者の同意を得る必要がある場合を定めているため、データの2次利用が妨げられている。</p> <p>このため、疾病動向に基づく医療提供体制の整備や医薬品・医療機器の開発等を促進するため、患者の同意なしに匿名化した医療情報の2次利用が行えるように、ガイドライン等を改正する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>（総務省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月厚生労働省） ○健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日厚生労働省通達） ○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省通達、平成18年4月21日改正） <p>（厚生労働省）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日付け医政発1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長連名通知、平成22年9月17日改正） 		
対象法令・制度の分類	（総務省）通達・ガイドライン （厚生労働省）ガイドライン他		
改正の分類	（総務省）改正又は新設、（厚生労働省）改正		
回答の分類	総務省B2、厚生労働省D		
関係府省庁回答（総務省）	<p>「医療情報の2次利用に関する規定の整備」については、医療サービスの向上、個人の生涯にわたる健康・医療情報の電子的活用の仕組み（どこでもMY病院構想）の実現に向けて、重要な課題と認識しており、総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の地球的課題検討部会遠隔医療等推進ワーキンググループにおいても「健康・医療情報や生涯情報の蓄積、アクセス、管理を行うための情報共有システムの構築が重要であるとともに、既に整備されて</p>		

	<p>いる情報・データ、センサ機器、通信の標準規格の活用を原則化し、整備されていない分野での更なる標準化を進めることが必要」と提言されたところ。</p> <p>現在、健康・医療情報活用基盤の構築に向けた実証事業を3省（総務省、経済産業省、厚生労働省）連携で実施しているところであり、本事業の成果も踏まえて、医療情報の2次利用に関する規程の整備を検討予定。</p>
実現へのハードル	医療関係団体、薬事関係団体との十分な調整が必要
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<p>医療サービスの向上、個人の生涯にわたる健康・医療情報の電子的活用の仕組み（どこでもMY病院構想）の実現に向けて、総務省「グローバル時代におけるICT政策に関するタスクフォース」の地球的課題検討部会遠隔医療等推進ワーキンググループの提言を踏まえ、健康・医療情報活用基盤の構築に向けた実証事業を3省（総務省、経済産業省、厚生労働省）連携で実施しているところ。</p> <p>本事業の成果も踏まえて、医療情報の2次利用に関する規程の整備を検討予定。</p>
その他	<p>○国民健康保険組合における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成17年4月厚生労働省）</p> <p>○健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月27日厚生労働省通達）</p> <p>○医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日厚生労働省通達、平成18年4月21日改正）</p> <p>→ いずれのガイドラインにおいても、EHR構築のための健康・医療情報の外部提供が、個人データの第三者提供について本人の個別の同意を不要とする例外事項の対象となっていない。このため、事実上、関係者による健康・医療情報の一元化・共有化が困難。</p>
関係府省庁回答（厚生労働省）	<p>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）においては、個人情報を匿名化した場合には、同法の適用対象外であることから、現行の医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドラインにおいても、匿名化した医療情報を患者の同意を得ることなく2次利用することが原則として可能です。</p>

	<p>ただし、医学研究分野については、それぞれの関連指針を遵守することが必要な場合もあります。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>1. 「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」において「個人情報を匿名化した場合には、匿名化した医療情報を患者の同意を得ることなく2次利用することが原則として可能であるが、医学研究分野については、それぞれの関連指針を遵守することが必要な場合もある」とあるが、それぞれの関連指針とは何を指すのか。</p> <p>2. 関連指針に基づき、匿名化した場合であっても、患者の同意が必要となるケースがあるのか。あるとすれば、どのような場合で、どのような理由からなのか。</p> <p>3. 他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものは「個人情報」に該当するものと考えられるが、医療分野における匿名化情報の分割管理方法・安全管理についての考え方をご教示いただきたい。</p>
<p>関係府省庁回答（厚生労働省）</p>	<p>1. 医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・医食発第1224002号・老発第1224002号厚労省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）別表5のとおり、</p> <p>①「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」（平成16年12月28日付け文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号）</p> <p>②「疫学研究に関する倫理指針」（平成16年12月28日付け文部科学省・厚生労働省告示第1号）</p> <p>③「遺伝子治療臨床研究に関する指針」（平成16年12月28日付け文部科学省・厚生労働省告示第2号）</p> <p>④「臨床研究に関する倫理指針」（平成20年7月31日付け厚生労働省告示第415号）</p> <p>⑤「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」（平成18年7月3日付厚生労働省告示第425号）</p> <p>を指す。</p> <p>2.</p> <p>○「ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針」</p> <p>本指針においては、その前文において「本指針は、人間の尊厳及び人権が尊重され、社会の理解と協力を得て、研究の適正な推進が図られることを目的とし、次に掲げる事項を基本方針としている。</p>

（２）事前の十分な説明と自由意思による同意（インフォームド・コンセント）」

しかしながら、研究実施前に提供された資料については、同意を得られていない場合でも、連結不可能匿名化されていることにより提供者等に危険や不利益が及ぶおそれがない場合であり、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合については、研究への利用が可能であるなど、要件を満たせば、２次利用は行える（第４の１３ 研究実施前提供試料等の利用）。

○「遺伝子治療臨床研究に関する指針」

遺伝子治療臨床研究については、疾患の特性や対象となる患者の数が少ない等のため、診療における情報のほとんどが個人を特定できる情報であることから、匿名化することは困難である。したがって、本指針においては、診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で２次利用することについて、特段の規定を置いていない。

○「疫学研究に関する倫理指針」

本指針においては、研究対象者の個人の尊厳と人権を守るために、疫学研究の実施にあたり、事前に研究対象者に対してインフォームド・コンセントを受けることを原則とする。

しかしながら、資料としてすでに連結不可能匿名化されている情報のみを用いる研究については、疫学研究の倫理指針の対象ではない（第１の２ 適用範囲）。

また、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合について、同意が得られていない場合でも、当該試料が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない場合）されており、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、研究を行う機関の長により許可された場合については２次利用は行える。

（第４の２の（２）人体から採取された試料の利用）○「臨床研究に関する倫理指針」

本指針においては、人間の尊厳及び人権を守るために、臨床研究の実施にあたり、事前に被験者からインフォームド・コンセントを受けることを原則としている。

しかしながら、連結不可能匿名化された診療情報（死者に係るものを含む。）のみを用いる研究については、本指針の対象ではない（第１の２ 適用範囲）

また、研究開始前に人体から採取された試料を利用する場合につ

いて、同意を得られない場合でも、当該試料が匿名化（連結不可能匿名化又は連結可能匿名化であって対応表を有していない）されており、倫理審査委員会の承認を受け、かつ、組織の代表者等から許可された場合については、2次利用は行える（第5の1の（2） 人体から採取された試料等の利用）

○「ヒト幹細胞を用いる臨床研究に関する指針」

ヒト幹細胞を用いる臨床研究については、疾患の特性や対象となる患者の数が少ない等のため、診療における情報のほとんどが個人を特定できる情報であることから、匿名化することは困難である。したがって、本指針においては、診療録及びそれらに付随する記録を匿名化した上で二次利用することについて、特段の規定を置いていない。

3. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」（平成 17 年 3 月 31 日付け医政発第 0331009 号・薬食発第 0331020 号・保発第 0331005 号）において、匿名化された情報を取り扱う場合においても、地域や委託した医療機関等の規模によっては、容易に個人が特定される可能性もあることから、匿名化の妥当性の検証を検証組織で検討したり、取扱いをしている事実を患者等に掲示等を使って知らせる等、個人情報の保護に配慮する必要がある旨を記載している。

また、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成 16 年 12 月 24 日付け医政発第 1224001 号・医食発第 124001 号・老発第 1224002 号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知）においても、「個人情報の保護に関する法律」（平成 15 年法律第 57 号）において「他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの」についても個人情報に含まれるとされていることを踏まえ、匿名化に当たっては、当該情報の利用目的や利用者等を勘案した処理を行う必要があり、あわせて、本人の同意を得るなどの対応も考慮する必要がある旨を記載している。

分野	その他	通し番号	37
分類	教育	回答府省 庁名	文部科学省
項目名	教科書の電子化		
項目の内容	<p>現行制度は、教科書は紙媒体を前提にしたものとなっており、デジタル化された教科書については想定されておらず、例えば、著作権法第35条ガイドラインにおいて、「校内LANサーバに映像コンテンツ等を蓄積すること」は「授業の過程」における使用にあたらぬと規定され、法35条に規定する著作物の複製が認められていない。また、著作権法第33条では、教科書に収録されている著作物は、紙媒体として利用許諾を得たものであり、電子教科書での利用については想定されていない。</p> <p>このため、デジタル（電子）教科書の普及により、先進的な教育等を行うため、デジタル教科書も紙の教科書と同様の扱いとなるよう著作権法等を改正する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	教科書の発行に関する臨時措置法、著作権法等		
対象法令・制度の分類	法律等		
改正の分類	改正		
回答の分類	B2		
関係府省庁回答	<p>「情報通信技術利活用のための規制・制度改革に関する専門調査会における調査の方針」（平成22年8月9日企画委員会決定）の「2 検討項目の絞り込み」において、「（1）新たな情報通信技術戦略及び工程表に記載があるものについて、中長期的に対処すべきとされている事項は各府省における検討を待つべきであることから、当面は、短期的（2011年度まで）に対処すべきとされている事項を中心に絞り込む」とされている。</p> <p>本項目については、「新たな情報通信技術戦略及び工程表」において、2020年度までに「デジタル教科書・教材の教育効果、書籍一般の電子書籍化の動向等を踏まえつつ、教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化について制度改正も含め検討・推進」することが明記されているため、専門調査会における絞り込みの対象にならないものと</p>		

考える。

以上が前提であるが、教科書・教材のデジタル化等について念のため付記すると、「新たな情報通信技術戦略」の「工程表」（平成 22 年 6 月 22 日高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部決定。以下「新 I T 戦略工程表」という。）等に基づき、実証研究等の状況を踏まえた上で、制度改正も含めて具体的な検討を行うこととしている。

詳細については、以下の通り。

教科書に準拠したものを含めデジタル教材については法令上「教材」として位置づけられており、現行制度の下でその学校での使用が制限されているわけではなく、活用が可能である。

他方、教科書については、一定の水準確保や安定的な発行・供給、無償給与などを行うために特別な制度が設けられているが、これらは元来、紙の図書を想定して作られている。教科書のデジタル化を行う場合に、仮にそれを紙の教科書に代わるものとして位置付けるとしても、単に紙媒体を電子媒体に置き換えればよいということではなく、デジタル教科書にふさわしい制度を検討していく必要がある。そのためには、教育の改善・充実を図る観点から、情報通信技術を活用したデジタル教科書・教材・情報端末のあり方を検討することが必要となることから、実証的な研究を行うことが求められている。

このようなことから、政府においては、前述のように、教科書・教材のデジタル化の検討について、新 I T 戦略工程表で、2020 年度までに「デジタル教科書・教材の教育効果、書籍一般の電子書籍化の動向等を踏まえつつ、教科書・教材の電子書籍化、マルチメディア化について制度改正も含め検討・推進」することとしている。また、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の「工程表」においても、同趣旨の内容が定められている。

文部科学省においては、上記の新 I T 戦略工程表や、鈴木副大臣が主催する「学校教育の情報化に関する懇談会」における議論を踏まえて策定した「教育の情報化ビジョン（骨子）」（平成 22 年 8 月 26 日文部科学省決定）等において、児童生徒 1 人 1 台の情報端末を前提にしたデジタル教科書や情報端末について、「小・中・高等学校や特別支援学校等の学校種・発達の段階・教科に応じた教育効果や指導方法、必要な機能の選定・抽出、これらの機能を実現するための規格、モデル的なコンテンツの開発、供給・配信方法、子どもたちの健康への影響の有無やこれに配慮した仕様及び活用方法、障害のある子どもたち

	<p>について障害の状態や特性・ニーズへの対応等について検討を進めることが重要である。このためには、モデル地域・学校なども活用した実証研究等を十分に行うことが必要である。」とされていること等を踏まえて、平成 23 年度概算要求において「学びのイノベーション事業」を要求している。こうした実証研究等の状況を踏まえて、具体的な制度設計をする必要があることから、「教育の情報化ビジョン（骨子）」においても、「実証研究等の状況を踏まえつつ、紙媒体の教科書の在り方、教科書検定制度や義務教育諸学校の教科書無償給与制度など教科書に関する制度の在り方、著作権に関する課題等についても、検討を行う必要がある」とされているところ。</p> <p>なお、著作権法において、著作物等の複製については著作者等の利益を保護するために、著作権者等に対して排他的にその権利を認めている一方、一定の場合（私的使用目的で複製等を行う場合等）については、著作権等の権利を制限する規定を個別具体的に列挙し、権利との保護と著作物の公正な利用のとのバランスを図っており、ご指摘にある著作権法 35 条もこのような趣旨で設けられている。また、御指摘の「校内 LAN サーバに映像コンテンツを蓄積すること」を著作権法第 35 条に規定する著作物の「複製」と認めるかどうかについては、利用許諾を取る際に紙媒体の教科書を前提としているか否かに関わらず、こうした利用形態が「授業の過程における使用」として「必要と認められる限度」の「複製」にあたるかどうかといった観点から判断されるものであると考えられる。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>上述の検討のほか、情報端末・デジタル機器・ネットワーク環境等の整備に相当の費用が必要と考えられる。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>上記の通り、文部科学省の「学校教育の情報化に関する懇談会」において検討を行い、本年 8 月に「教育の情報化ビジョン（骨子）」を策定するとともに、政府の新 IT 戦略工程表等において検討のスケジュールを定めている。</p> <p>今後、「学校教育の情報化に関する懇談会」の下にWGを設置し、本年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定することとしている。また、新 IT 戦略工程表においても 2013 年度まで「モデル事業等による実証研究」が位置づけられており、平成 23 年度概算要求の「学びのイノベーション事業」における実証研究等を踏まえて、具体的な検討を行う予定。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>1. 学校教育の情報化に関する懇談会での検討が進められているとのことであるが、</p>

- (1) デジタル教科書で実現したい教育の内容
 - (2) 学習用デジタル教科書に必要な機能、規格、仕様のあり方
 - (3) 供給・配信方法
 - (4) 教育効果の検証方法
- について、これまでの検討の経緯と今後の見通しについて教えて頂きたい。
2. デジタル教科書を使って授業をする教師に新たな技術などが求められないかどうか。また、求められる場合は、そのような教師への研修や採用等の計画について教えて頂きたい。
 3. デジタル教科書教材協議会 (<http://ditt.jp/>) のホームページにおいて、文部科学省と連携しているとあるが、具体的にどのような連携を行っているか教えて頂きたい。
 4. デジタル教科書教材協議会の HP に「詰め込み・暗記型の教育から、思考や創造、表現を重視する学習へと教育の中味にも変化をもたらすことでしょう」との記載があるが、デジタル教科書を用いないで、このような教育を実現する方策がないかどうか教えて頂きたい。また、その方策とデジタル教科書を用いる教師への研修コストやデジタル教科書の購入費用・保守費用などのコストがどの程度違うか教えて頂きたい。
 5. デジタル教科書の購入費用および保守費用は、どれくらいの金額となるのか。また、それを誰が負担するのか。
 6. デジタル教科書は、どの程度の期間で買い替えられること（耐用年数）を想定しているのか。
 7. デジタル教科書によって、従来の教科書にはできないことがあるかどうか。ある場合は、その内容。
 8. デジタル教科書で実現しようとする教育の内容は、既存の学校にある IT インフラ（パソコンなど）により実現できないかどうか、教えて頂きたい。
 9. デジタル教科書を普及させる場合、国と地方はどのような役割分担となるのか。地方の自由度はどの程度確保されているのか。例えば都道府県や市町村単位で使用しないという判断はなしうるのか、教えて頂きたい。
 10. 電子教科書の実現に当たっては「教科書の発行に関する臨時措置法」が障壁になっている。この法律は戦後の紙不足の時代に確実な教科書の供給を図るために制定され、そのため法律名で臨時措置法と明記している。係る臨時措置法が制定から 60 年以上も継続した理由は何か。また紙の教科書を前提とした場合であっても本法律

	<p>の改正・廃止は検討されているか。仮に廃止すべきでない理由がある場合は何か。</p>
<p>関係府省庁回答（文部科学省）</p>	<p>1. 昨年4月に鈴木文部科学副大臣のもとに設置された「学校教育の情報化に関する懇談会」での議論等を踏まえ、8月、「教育の情報化ビジョン（骨子）」をとりまとめました。骨子においては、情報通信技術を活用して、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造することとしています。</p> <p>11月より、懇談会の下に3つのワーキンググループ（①教員支援、②情報活用能力、③デジタル教科書・教材、情報端末）において、左記の点を含め、更なる検討を行っているところであり、本年度中に「教育の情報化ビジョン」を策定する予定です。</p> <p>（「学校教育の情報化に関する懇談会」におけるこれまでの議論の経緯等に関する詳細は、 http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1292783.htm を御参照下さい。）</p> <p>なお、デジタル教科書・教材、情報端末等の在り方に関しては、平成23年度政府予算案において、「学びのイノベーション事業」として、学校種・発達段階・教科に応じたモデル的なコンテンツの開発、教育効果や指導方法、必要な機能の選定・抽出、これらの機能を実現するための規格、供給・配信方法等に関する実証研究のための経費を計上しています。</p> <p>2. 「教育の情報化ビジョン（骨子）」に記載のとおり、教員には、子どもたち一人一人の能力や特性を把握し、これらに応じた学習を産み出す役割が一層期待されます。このため、国と地方公共団体の役割分担を踏まえつつ、例えば、国においてはeラーニング研修等、地方公共団体においては教育委員会や教育センター等における国が養成した研修指導者を活用した研修等や、大学等と連携したICT活用指導力向上のための研修等の実施が考えられます。また、教員の養成・採用に関しては、中央教育審議会における検討を踏まえつつ、教員養成を行う大学や教職大学院等において、新たな教員養成カリキュラムの開発や効果的な履修体制の構築等を図る必要があるほか、ICT活用指導力を十分考慮した教員採用が行われることが期待されます。</p> <p>3. 「教育の情報化ビジョン」策定に向けた検討に当たり、広く、様々</p>

な団体の意見を聴取しているところであり、この一環として、デジタル教科書教材協議会からも意見を聴取したところです。

4. (前段) 及び 7.

「教育の情報化ビジョン(骨子)」に記載のとおり、情報通信技術を活用して、子どもたち一人一人の能力や特性に応じた学び、子どもたち同士が教え合い学び合う協働的な学びを創造することとしています。これらにより、基礎的・基本的な知識・技能の習得や、思考力・判断力・表現力等や主体的に学習に取り組む態度の育成に資すると考えられます。特に、学習者用デジタル教科書(主に子どもたちが学習するためのデジタル教科書)の機能や、これに対応する情報端末等が有する機能については、例えば、拡大、朗読、動画等の機能、インターネットへの接続、教員と子どもたち又は子どもたち同士の間での双方向性のある授業、ネットワークを介した書き込みの共有、教員による子どもたちの学習履歴の把握、子どもたちの理解度に応じた演習や家庭・地域における自学自習等に資することが期待されます。

この点について、平成23年度政府予算案において、「学びのイノベーション事業」として、デジタル教科書・教材、情報端末等を活用した学びについて実証研究を行うための経費を計上し、学校種、発達段階、教科等に応じた教育効果の検証等を含め実施していくこととしており、「教育の情報化ビジョン」策定に向けた議論や、「学びのイノベーション事業」における実証研究等を踏まえ、更に詳細に具体化していくこととしています。

4. (後段) 5. 6. 9

デジタル教科書・教材、情報端末等に関する費用、負担のあり方、買い換え期間等は、その機能、規格、コンテンツ、供給・配信方法等に左右されるものと考えています。

デジタル教科書・教材、情報端末等の在り方に関しては、平成23年度政府予算案において、「学びのイノベーション事業」として、学校種・発達段階・教科に応じたモデル的なコンテンツの開発、教育効果や指導方法、必要な機能の選定・抽出、これらの機能を実現するための規格、供給・配信方法等に関する実証研究のための経費を計上しているところであり、「教育の情報化ビジョン」策定に向けた議論とともに、これらの実証研究等を踏まえ具体化していくこととしています。

8. デジタル教科書・教材、情報端末等により実現しようとする教育については、高速無線校内LANや一人一台情報端末（例えば、書き込み機能等を有する）等の整備が望ましく、既存の学校にあるITインフラでは必ずしも実現は容易ではないと考えられます。

10. 「教科書の発行に関する臨時措置法」（以下、「発行法」という。）は、教科書の需要供給の調整をはかり、発行を迅速確実にし、適正な価格を維持して、学校教育の目的達成を容易ならしめることを目的とし、そのために必要な制度を定めています。大量の教科書が毎年全国各地へ確実に供給されることを確保するなど、現在においても重要な役割を果たしています。

なお、発行法は紙媒体の教科書を前提にしていますが、教科書のデジタル化を行うに当たっては、単に紙媒体の教科書を電子媒体のものに置き換えればよいということではなく、紙媒体の教科書のあり方や発達段階を踏まえた対応についても多様な考え方があることから、デジタル教科書・教材、情報端末等の教育効果等についての実証研究等を踏まえた上で、デジタル教科書にふさわしい制度を検討していく必要があります。このため、発行法も含めた具体的な制度のあり方については、「学校教育の情報化に関する懇談会」における議論を踏まえ本年度中に策定される予定の「教育の情報化ビジョン」や、平成23年度以降実施予定の「学びのイノベーション事業」における実証研究等を踏まえ、デジタル教科書の具体像を明確にした上で、必要となる法令改正について検討することになるものと考えます。（教科書に準拠したものを含めデジタル教材については、現行制度の下でその学校での使用が制限されているわけではなく、活用が可能です。）

分野	その他	通し番号	40
分類	書面の電子化	回答府省 庁名	厚生労働省
項目名	電子的な手法による労働条件の明示		
項目の内容	<p>使用者が労働者に対して明示する賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、FAXまたは電子メールでの提示ができない。</p> <p>このため、労働者の合意があれば、明示方法を書面の交付のみならず、FAXまたは電子メールでも可能とするように、労働基準法施行規則等を改正する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	労働基準法施行規則第5条		
対象法令・制度の分類	省令		
改正の分類	改正		
回答の分類	B2（検討中、実施方法時期未定）		
関係府省庁回答	<p>労働基準法第15条において、労働条件の中でも労働契約の期間、賃金等重要な事項を労働者に確実に示すよう、労働契約の締結時に書面を交付することを義務付けている。</p> <p>書面以外のFAXや電子メールの方法では、FAXや電子メールを利用できなかったり、利用することを苦手としている方々が実質的に受信を強制されるなど、弱い立場の労働者が一層の負担を強いられる、労働条件を巡って労働者と使用者の認識が異なってしまうなど、トラブルの元となるおそれがある。</p> <p>したがって、電子的手法による労働条件の明示は、労働者保護の観点から、関係労使団体を交えた慎重な検討が必要であると考えます。</p>		
実現へのハードル	<p>労使の権利義務の内容や範囲を明確にし、労働条件の取り決めが不明確であることが原因となる紛争を未然に防止するために、労働条件の明示が義務付けられており、対象事項は確実に明示されることが求められる。</p> <p>現在も労働条件の明示が適切になされていない事例が多数見られ、また、労働日や休日をあらかじめ定めず、随時に会社の都合と労働者</p>		

	<p>の希望に応じてシフト表などでこれらを示すといった働き方（いわゆる「フリーシフト」）について契約の重要な要素である就業日が特定されていないことは問題であると、国会やマスコミ等で取り上げられているところであり、労働条件の明示の徹底が強く求められているところである。</p> <p>こうした中で、電子メール等による明示を認めることについては、関係労使団体を交えた慎重な検討が必要であると考えます。</p>
<p>これまでの検討経過と今後のスケジュール</p>	<p>適切な労働条件の明示が適切になされていない事例が多数見られる中、まずは法令遵守の徹底を図ることが先決であり、電子メール等による労働条件明示については、慎重に検討することが必要であり、検討の具体的なスケジュールについては未定である。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 電子的な方法を許容すればむしろ労働組合の明示が容易になるとともに、証拠を残すことが可能となると考えられ、労働者や労使団体と合意があれば電子的な手法による明示も問題ないと考えられるが、貴省の見解を教えてください。 2. 労働条件の明示が適切に行われていない事例があることと、電子的な手法の導入とは、直接関係がないのではないかと。両者の因果関係を示す具体的な事例やデータがあるのか。 3. 関係労使団体を交えた慎重な検討が必要とあるが、今後具体的な検討を進めていくことは考えているのか。
<p>関係府省庁による回答（厚生労働省）</p>	<p>○御質問の1について</p> <p>労使の権利義務の内容や範囲を明確にし、労働条件の取り決めが不明確であることが原因となる紛争を未然に防止するために、労働条件の明示が義務付けられており、対象事項は確実に明示されることが求められる。労働基準法第15条において、労働条件の中でも労働契約の期間、賃金等重要な事項を労働者に確実に示すよう、労働契約の締結時に書面を交付することを使用者に罰則付きで義務付けている。</p> <p>仮に個々の労働者の合意があれば電子的な手法による労働条件の明示を可能にするとした場合、使用者に比べて弱い立場にある労働者に対して実質的に合意が強制されることとなり、FAXや電子メールを利用できなかつたり利用することを苦手としている方々も、受信を実質的に強制されるおそれがある。また、仮に労働組合との合意など集団的な合意があれば電子的な手法による労働条件の明示を可能にするとした場合には、FAXや電子メールを利用できなかつたり利用することを苦手としている方々に受信が強制されるおそれがある。</p>

	<p>り、さらに、労働組合との合意など集団的な合意に加えて個人の合意も要件とすることとした場合も、これらの方々が受信を実質的に強制されるおそれがある。</p> <p>このような場合、FAXやメールの利用ができない、又は苦手な労働者が、自らの労働契約における労働条件を十分に理解・把握することができず、労働条件を巡って労使の認識が異なり、トラブルのもとになるといった懸念がある。こうした観点から労働条件の明示における電子的な手法の許容については、関係労使団体を交えた慎重な検討を要すると考えているものである。</p> <p>○御質問の2について</p> <p>当省が事業場に対する監督等の結果、把握できた限りでは、労働条件の明示が適切に行われていない事案（労働基準法第15条違反の件数）は平成21年において9,972件である。このように現行法令に定める方法によっても労働条件の明示が適切になされていない事案がある中で、上述のように、更なるトラブルを誘発するおそれのある電子的な手法による労働条件の明示を可能にすることについては関係労使団体を交えた慎重な検討が必要であると考えている。</p> <p>○御質問の3について</p> <p>電子的な手法による労働条件の明示を可能にするには労働基準法施行規則の改正が必要であり、このためには公労使三者構成の労働政策審議会労働条件分科会での議論を要する。同分科会においては現在、新成長戦略に盛り込まれている有期労働契約の在り方についての検討を集中的に行っているところである。</p>
追加質問事項	<p>電子的な手法による労働条件の明示について、テレワークや日雇い派遣など就労形態が多様化する中で、紙で受け取るよりもFAXや電子メールで受け取った方が確実な場合もあるのではないかと。FAXや電子メールを利用することを苦手としている方々への配慮は必要だが、全ての労働者に対して紙で交付するのではなく紙の書面による労働条件の明示を望む労働者に対しては紙で交付する義務を雇用主に課せば達成されるのではないかと。</p>
関係府省庁回答（厚生労働省）	<p>労使の権利義務の内容や範囲を明確にし、労働条件の取り決めが不明確であることが原因となる紛争を未然に防止するために、労働条件の明示が義務付けられており、対象事項は確実に明示されることが求</p>

められる。書面による明示とFAXや電子メールでの送付のいずれが
確実かどうかについては不明である。

仮に個々の労働者の合意があれば電子的な手法による労働条件の
明示を可能にするとした場合、使用者に比べて弱い立場にある労働者
に対して実質的に合意が強制されることとなり、書面での明示を望む
労働者に対して書面で交付することも達成されるかは不明である。

分野	その他	通し番号	4 1
分類	書面の電子化	回答府省 庁名	消費者庁、経済産業省、法務省、 金融庁
項目名	特定の商取引における書面交付の電子化		
項目の内容	<p>特定商取引契約においては、各種書面を交付しなければならないとされている。</p> <p>このため、電子メール等の電磁的記録による交付により、事業者及び消費者の双方の合理化を図るため、省令等の改正により、電子的交付を認める。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	<p>（消費者庁、経済産業省）</p> <p>特定商取引に関する法律 第 4 条、第 5 条、第 18 条、第 19 条</p> <p>（法務省）</p> <p>保険法第 6 条、第 4 0 条、第 6 9 条</p> <p>（金融庁）</p> <p>金融商品取引法第 37 条の 3、第 37 条の 4、第 37 条の 5</p> <p>保険業法第 300 条の 2</p>		
対象法令・制度の分類	法律		
改正の分類	改正（消費者庁、経済産業省、法務省）、その他（金融庁）		
回答の分類	消費者庁 C、経済産業省 C、法務省 D、金融庁 D		
関係府省庁回答（消費者庁）	<p>特定商取引法は、事業者と消費者間の商取引にかかる立場及び情報の格差、不意打ちの勧誘による消費者の冷静な判断の欠如等から生じる特定の商取引でのトラブルを防止し、消費者の利益を保護するために意図的に上記弊害を是正している規定です。そのため、トラブルの生じやすい取引類型ごとに諸規定を設けています。ご指摘の、訪問販売及び電話勧誘販売における契約申込書面及び契約締結書面の電子的交付については、上記法の趣旨であるところの消費者保護を後退させるに過ぎず、事業者にとっても取引の安定性が害されることから、実施は困難と認識しております。具体的には、以下の点で支障を来すおそれがあります。</p> <p>① 特定商取引法に定める訪問販売や電話勧誘においては、不意打ちで勧誘を受けることによって、取引条件等が不明確なうちに契約を結んでしまい、その後トラブルとなってしまうことを未然に防ぐため、全ての消費者が自分の結んだ契約内容を確実に確認できるよう、取引条件を明らかにした書面を直ちに交付することを定めております。更に、消費者の注意を喚起するため、赤枠赤字</p>		

	<p>で記載すべき事項を法文上定められており、書面の電子的交付ではこれらの要請が必ず満たされる保証がありません。</p> <p>② 事業者が訪問販売により、営業所等以外の場所で契約を締結したときには、法第5条の規定において「直ちに」契約書面を交付することが義務付けられております。これは、購入者等の契約の申込み行為が完了した際に、その場で交付することを意味しており、書面を電子的に交付した場合には、消費者と事業者が対面している中、法の意図する交付をすることは困難と考えられます。また、電子メール等での書面の送信が翌日以降になってしまうと、法で規定している「直ちに」とは認定されないおそれがあります。</p> <p>③ また、例えば、電話勧誘販売において事業者が電子メール等で書面を交付したとしても、消費者が電子メール等を受領していないと主張した場合、受領の有無をめぐる無用なトラブルが生じる恐れがあります。消費者が受領していない場合、クーリング・オフの起算点は書面受領日まで延長されるため、取引の安定を害するおそれがあります。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>契約の内容を全ての消費者に確実に確認させ、無用なトラブルを避けるべく、トラブルの起こりやすい取引類型ごとに義務規定を定めているものであり、他の方法によって代替されるものではない。</p>
<p>関係府省庁回答（経済産業省）</p>	<p>特定商取引法は、事業者と消費者間の商取引にかかる立場及び情報の格差、不意打ちの勧誘による消費者の冷静な判断の欠如等から生じる特定の商取引でのトラブルを防止し、消費者の利益を保護するために意図的に上記弊害を是正している規定です。そのため、トラブルの生じやすい取引類型ごとに諸規定を設けています。ご指摘の、訪問販売及び電話勧誘販売における契約申込書面及び契約締結書面の電子的交付については、上記法の趣旨であるところの消費者保護を後退させるに過ぎず、事業者にとっても取引の安定性が害されることから、実施は困難と認識しております。具体的には、以下の点で支障を来すおそれがあります。</p> <p>1. 特定商取引法に定める訪問販売や電話勧誘においては、不意打ちで勧誘を受けることによって、取引条件等が不明確なうちに契約を結んでしまい、その後トラブルとなってしまうことを未然に防ぐため、全ての消費者が自分の結んだ契約内容を確実に確認できるよう、取引条件を明らかにした書面を直ちに交付することを定めております。更に、消費者の注意を喚起するため、赤枠赤字で記載すべ</p>

	<p>き事項を法文上定められており、書面の電子的交付ではこれらの要請が必ず満たされる保証がありません。</p> <p>2. 事業者が訪問販売により、営業所等以外の場所で契約を締結したときには、法第5条の規定において「直ちに」契約書面を交付することが義務付けられております。これは、購入者等の契約の申込み行為が完了した際に、その場で交付することを意味しており、書面を電子的に交付した場合では、消費者と事業者が対面している中、法の意図する交付をすることは困難と考えられます。また、電子メール等での書面の送信が翌日以降になってしまうと、法で規定している「直ちに」とは認定されないおそれがあります。</p> <p>3. また、例えば、電話勧誘販売において事業者が電子メール等で書面を交付したとしても、消費者が電子メール等を受領していないと主張した場合、受領の有無をめぐる無用なトラブルが生じる恐れがあります。消費者が受領していない場合、クーリング・オフの起算点は書面受領日まで延長されるため、取引の安定を害するおそれがあります。</p>
<p>実現へのハードル</p>	<p>契約の内容を全ての消費者に確実に確認させ、無用なトラブルを避けるべく、トラブルの起こりやすい取引類型ごとに義務規定を定めているものであり、他の方法によって代替されるものではない。</p>
<p>関係府省庁回答（法務省）</p>	<p>保険法は、私法上の契約関係について規律する契約法であり、同法第6条、第40条及び第69条は、契約当事者が契約締結時の書面交付について特段約定をしなかったときに適用される任意規定であって、契約当事者が別の約定をすればその約定内容が優先する性質の規定である。</p> <p>したがって、契約当事者（事業者である保険者及び消費者である保険契約者）が双方の合理化を図るために契約締結時の書面について書面に代えて電磁的方法によることとしたい場合には、契約当事者がその旨の合意をすれば実施できるのであり、書面交付の電子化を認めるために保険法を改正することは不要である。</p>
<p>関係府省庁回答（金融庁）</p>	<p>・金融商品取引契約</p> <p>金融商品取引契約の各種書面の交付（金融商品取引法第37条の3、第37条の4、第37条の5）については、当該書面の交付に代えて、電磁的方法により提供することができるとされている（金融商品取引法第37条の3第2項、第37条の4第2項、第37条の5第2項）。</p>

	<p>・特定保険契約</p> <p>ご指摘の電磁的記録の交付の実施については、顧客の承諾を得た場合に、書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供することが認められている（保険業法第300条の2）。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<p>1. 消費者から電磁的交付について明示的な意思表示があれば、電磁的交付を認めてもよいのではないか。</p> <p>2. 本件は消費者保護の観点から実施は困難であるとの事だが、電話勧誘では受信確認等の技術的要件を満たすことができれば電子書面交付も可能であると考えられるが、見解を教えてください。</p>
<p>関係府省庁による回答（消費者庁、経済産業省）</p>	<p>「消費者から電磁的交付について明示的な意思表示があれば」という仮定を置いているが、この仮定が妥当なものかどうか疑義があるところ。すなわち、特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売事業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義がある。</p> <p>特に、昨今、訪問販売や電話勧誘販売においては、高齢者の判断力・交渉力不足に付け入る悪質な手口も多く、事業者側に有利なかたちで消費者の意思形成が誘導され、消費者被害が生じている実態を踏まえると、不意打ち的に勧誘を受ける高齢者を含む消費者が、電磁的交付について積極的な承諾の意思表示を行う取引形態になっているとは考えにくい。そのため、明示的な意思表示があった場合の電磁的交付の是非について検討する必要があるのであれば、前提となる「電磁的交付について明示的な意思表示」が現状行える環境であるのか、その実態を十分に踏まえる必要があると考える。</p> <p>「受信確認等の技術的要件」については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、可否の判断は困難である。</p> <p>なお、仮に受信確認等の技術的要件が満たされる場合であっても、電磁的交付が消費者トラブルに結び付く可能性も考えられる。例えば、訪問販売・電話勧誘販売においては、消費者保護の観点から書面交付日より8日間以内であれば消費者が無条件に撤回・解除できるク</p>

	<p>ーリング・オフ制度を設けている。その起算日（書面交付日）は、手交、書留や配達証明等を利用することで客観的な立証が行われ、書面受領の時期についての消費者及び事業者の無用な争いが生じることが避けられているが、電磁的交付においては、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面受領の時期をめぐる消費者トラブルを惹起する危険性もあると考える。</p>
<p>追加質問事項</p>	<p>① 平成 23 年 1 月 12 日付のご回答（以下「貴回答」）においては、「電磁的交付についての明示的な同意」の有効性を疑問視する根拠として、「特定商取引法が対象としている訪問販売・電話勧誘販売は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける消費者が、受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においても、販売事業者の言葉に左右される面が強いことから、消費者側が自ら主体的に電磁的交付に係る明示的な意思表示を行い得るものか疑義がある」とされている。それでは、「突然の勧誘」を常に伴うわけではない業務提供誘因取引における書面交付義務（法第 55 条）については、「電磁的交付についての明示的な同意」の有効性を認める余地があるのではないかと考えるがどうか。</p> <p>② 特定商取引法の書面交付義務のうち、「直ちに」交付することが要求されるもの（訪問販売に関する第 4 条、第 5 条）と「遅滞なく」または一定の期間内に交付すれば足りるもの（電話勧誘販売に関する第 18 条、業務提供誘因販売における第 55 条）を区別したうえ、後者についてのみ、電子的交付を認めることは可能ではないか。後者については、書面の交付義務の主たる機能は、購入者が取引条件を確認できるようにする点にあることから、電子的交付によって代替可能であると考えがどうか。</p> <p>③ 貴回答は、訪問販売や電話勧誘販売における電子的交付についての同意の有効性を疑問視するが、たとえば、電子的交付についての同意があった場合でも、一定期間内に限り購入者が改めて書面の交付を要求することができることにするとといった工夫により、問題を解消することはできないか。</p> <p>④ 貴回答は、「『受信確認等の技術的要件』については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、可否の判断は困難である」とするが、交付したことを立証する責任は事業者にあることから、受信確認は、電子的交付を行おうとする事業者の工夫によって実現されるべきものであり、法制度によって選択肢をなくしてしまうことの</p>

	<p>合理性はないと考える。たとえば、事業者が購入者に対して、到達を確認する返信メールを要求するなどすればいいのではないか。</p> <p>⑤ 貴回答は、訪問販売・電話勧誘販売においては、書面の交付日がクーリングオフの起算日とされているところ、「起算日（書面交付日）は、手交、書留や配達証明等を利用することで客観的な立証が行われ、書面受領の時期についての消費者及び事業者の無用な争いが生じることが避けられているが、電磁的交付においては、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面受領の時期をめぐる消費者トラブルを惹起する危険性もある」とする。しかしながら、たとえば、手交の場合であっても、日付空欄の受領書に署名させたうえで日付を後に記入する等の不正は行わる余地がある一方で、電子的交付の場合には、購入者側のメーラーにも受信の日時や受領確認等のその後のやりとりが記録されることから、紛争の際に事業者が送受信時期を偽ったメールを証拠として裁判所に提出する現実的な可能性は低いのではないかと考えるがどうか。”</p>
<p>関係府省庁による回答（消費者庁、経産省）</p>	<p>（総論）</p> <p>特定商取引法が対象とする取引（訪問販売・電話勧誘販売・業務提供誘引販売など）は、通常の商取引と異なり、自ら求めない突然の勧誘を受ける取引や、ビジネスに不慣れな消費者を勧誘する取引により、消費者が受動的な立場に置かれ、契約締結の意思形成においては販売事業者の言葉に左右される面が強い。</p> <p>特に昨今、高齢者の判断力・交渉力不足に付け入る悪質な手口も多く、事業者側に有利なかたちで消費者の意思形成が誘導され、消費者被害が生じている。</p> <p>したがって、高齢者を含む消費者が、電磁的交付について積極的な承諾の意思表示を行い得る環境であるとは言い難いと考えられるところ、電磁的交付の可否についての検討に当たっては、その実現が可能なような環境が整っているのか、十分かつ慎重な実態把握が必要である。</p> <p>（各論）</p> <p>特定商取引法は、情報量等で相対的に優位になる事業者から、不利な立場で消費者が契約に係る意思形成をしてしまう状況を解消するために諸規定を設けており、消費者に過度の負担が強いられることが</p>

ないように考慮されるとともに、不用なトラブルが生じ、公正な取引が阻害されないような制度設計になっている。

ご指摘いただいた質問について、上記の趣旨を踏まえると、特定商取引法で定める取引類型は全てにおいて、消費者が不利な状況で契約がされ得るものを指しており、①にあるように、特定の取引類型であれば余地があるということは考えにくい。また、③、④についても、消費者に追加負担を強いるようなものであれば本法の趣旨にもとるものである。また、電磁的交付においては、例えば、送受信時期を偽ることや、受信機器の故障などにより、書面交付の時期をめぐるさらなる消費者トラブルを惹起する危険性もあると考えられるところ、電磁的交付の可否については、特定商取引法の趣旨を踏まえ、慎重な検討が必要であるとする。

いずれにせよ、かかる「受信確認等の技術的要件」については、その技術的要件の詳細が明らかでなく、消費者保護の観点からも十分要件を満たすものか不明なため、電磁的交付の可否の判断は困難である。

分野	その他	通し番号	42
分類	書面の電子化	回答府省 庁名	金融庁
項目名	保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の電磁的交付		
項目の内容	<p>保険契約の保険募集に際して解約返戻金がないことを保険契約者に説明するための方法としては、現状、「書面の交付」のみに限定されている。</p> <p>このため、電子的交付により、事業者及び消費者の双方の合理化を図るため、省令改正等により電磁的方法による提供を可能とする。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	保険業法施行規則第53条第1項第3号、第2項		
対象法令・制度の分類	法律／政令／ <u>府省令</u> ／条例／告示／通達／ガイドライン他		
改正の分類	新設／改正／廃止／ <u>その他</u>		
回答の分類	B2		
関係府省庁回答	無解約返戻金型保険商品については、保険契約者等の保護の観点から、その開示のあり方のみならず、商品設計を含む様々な論点について指摘がなされているところであり、こうした点を踏まえ、引き続き専門的な見地も交えながら検討を行っていきたいと考えております。		
実現へのハードル	保険業法の目的である保険契約者等の保護をどのように図っていくかを同時に検討する必要がある。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	無解約返戻金型保険商品に関しては、保険募集等に係る規制のあり方に関する検討の一環として、金融審議会の場で検討が行われてきたところであり、引き続き専門的な見地から検討を行っていくこととしております。		
その他	<p>【該当条文】保険業法施行規則（業務運営に関する措置）</p> <p>第五十三条 保険会社は、法第百条の二の規定により、その業務に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>三 保険料の計算に際して予定解約率を用い、かつ保険契約の解約による返戻金を支払わないことを約した保険契約の保険募集に際して、生命保険募集人又は損害保険募集人が、保険契約者に対し、保険契約の解約による返戻金がないことを記載した書面の交付により、説明を行うことを確保するための措置</p> <p>2 生命保険募集人又は損害保険募集人は、前項第五号から第七号の三までの規定による書面の交付に代えて、次項で定めるところにより、当該保険契約者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該生命保険募集人又は損害保険募集人は、当該書面を交付したものとみなす。</p>		

<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 本件は、保険契約者保護の観点から慎重に検討すべきものであることは理解するが、紙よりも電磁的な表示の方が劣る根拠も明確でないと考える。金融庁の見解を教えてください。 2. 電磁的な表示の方が劣る場合は、その不十分な点を補うために何らかの条件を設ければカバーされることは考えられないか教えてください。 3. 金融審議会での検討が進められているとのことであるが、これまでの検討の経緯と今後の見通しについて教えてください。
<p>関係府省庁回答（金融庁）</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. について <p>一般的に、書面交付の方が、電磁的方法よりも、説明内容の伝達の確実性が高いと考えられ、書面の交付に代えて電磁的方法による提供を認めている場合であっても、相手方の承諾等を条件とする例が多いと承知している。</p> 2. 及び3. について <p>無解約返戻金型保険商品については、解約した場合に払い込んだ保険料が一切戻ってこない特殊な商品であり、金融審議会の場においても、商品設計のあり方や解約返戻金の開示のあり方等様々な点について指摘がなされているところである。</p> <p>したがって、無解約返戻金型保険商品のあり方全体についての議論を抜きにして、保険募集の際の書面の交付に係る規制緩和のみを先行して行うことは困難である。</p> <p>本件については、金融審議会において、商品設計のあり方等の他の論点と併せて引き続き検討していくことが必要とされている。</p>

分野	その他	通し番号	45
分類	事業環境の整備	回答府省庁名	文部科学省
項目名	著作権制度の整備（フェアユース）		
項目の内容	<p>著作権法では、著作物等を利用する一定の行為（複製等）を行うことができる権利を著作者等に排他的に与える一方、一定の場合（私的使用目的で複製を行う場合等）は、著作権等の権利を制限する規定を個別具体的に列挙し、権利の保護と著作物の公正な利用とのバランスを図っている。</p> <p>しかしながら、著作物の利用の目的に応じて、個別に利用可能な項目の規定の整備に時間がかかるとの指摘や、権利者の利益を不当に害しない利用であってもその規定に該当しない利用は権利侵害となる可能性がある。</p> <p>このため、これらの課題を解決するため、著作権法を改正し、包括的な利用を可能とする「権利制限の一般規定」を導入する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	著作権法		
対象法令・制度の分類	法律／政令／府省令／条例／告示／通達／ガイドライン他		
改正の分類	新設／改正／廃止／その他		
回答の分類	B		
関係府省庁回答	ご指摘の「権利制限の一般規定」の導入については、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において議論されており、平成 22 年度中に結論を得、それを踏まえて著作権法を改正する予定である。		
実現へのハードル	「権利制限の一般規定」の導入については、権利者及び利用者双方の利害対立が激しいが、双方の意見を慎重に聞いた上で検討を進めているところであり、利害調整は可能であると考えている。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	平成 20 年 11 月に知的財産戦略本部（デジタル・ネット時代における知財制度専門調査会）において権利制限の一般規定の導入が適当とする報告書が公表され、「第 3 期知的財産戦略の基本方針（平成 21 年 4 月）」に盛り込まれた。これを受けて「知的財産推進計画 2009（平成 21 年 6 月）」では、権利制限の一般規定について、「今年度中に結論を得て、早		

	<p>急に措置を講ずる」とされ、「知的財産推進計画 2010（平成 22 年 5 月）」では、「これまでの検討結果を踏まえ、2010 年度中に法制度整備のための具体的な案をまとめ、導入のために必要な措置を早急に講ずる」とされた。</p> <p>文化庁では、権利制限の一般規定について、平成 20 年 11 月より委託調査「著作権制度における権利制限規定に関する調査研究」を実施し、各国の権利制限規定についての報告書を平成 21 年 3 月に作成・公表した。</p> <p>また、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、平成 21 年 5 月より検討が開始され、43 団体（有識者団体、権利者団体、利用者団体、公益団体）からの意見聴取と計 6 回の審議が行われた。その後、同小委員会に設置されたワーキングチームにおいて、計 8 回の審議が行われ、平成 22 年 1 月、同小委員会にワーキングチームの報告書が提出・審議された。同小委員会では、平成 22 年 4 月、「権利制限の一般規定に関する中間まとめ」が取りまとめられ、文化庁は、同年 5 月から 1 ヶ月間、同中間まとめに対する意見募集を実施し、47 団体 47 個人から計 254 通の意見が提出された。同小委員会では、これを踏まえ、意見募集に意見を提出した団体中、18 団体（有識者団体、権利者団体、利用者団体、公益団体）から、再度、意見聴取が行われた。</p> <p>今後は、これらを踏まえ、本年 12 月に同小委員会の最終報告が取りまとめられ、同報告について文化審議会著作権分科会における審議が行われた上で、審議結果を記載した著作権分科会報告書が平成 23 年 1 月に取りまとめられる予定である。</p>
<p>書面調査による質問事項</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 既存の個別規定の解釈による対応も考えられるが、一般規定を導入する必要性についてはどのように考えているか。 2. 国際ルールを定めるベルヌ条約等との整合性をどのように図るかについて貴省の見解を教えてください。 3. 文化審議会での検討が進められており、本年度末に結果が取り纏められるとのことであるが、報告書案の概要と今後の見通しについて教えてください。 4. 権利制限の一般規定に関する報告書（案）（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会（第 11 回・2010 年 12 月 3 日）資料 2）において、「権利制限の一般規定」のことを「米国著作権法 107 条のいわゆるフェアユース規定に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるという方式の権利制限規定」（上記案 p1）とされ、米国型の権利制限の一般規定をいわゆる「フェアユース規定」（p37）と記載されていますが、上記報告書に

	<p>おける「権利制限の一般規定」という用語は米国著作権法 107 条のフェアユース規定 (p8) と同じものではないと解して良いでしょうか。</p> <p>5. 上記報告書案において、米国型の権利制限の一般規定 (フェアユース規定) ではなく、A 類型から C 類型の場合の一般規定を設けるとされている理由を教えてください。</p> <p>6. 上記報告書案においては、個別権利制限規定の創設又は改正することによる対応では、日々新たな著作物の利用形態が生まれる現代社会にあっては、どうしても立法が後追いになってしまい、限界があるとの意見 (p4) や、権利制限の一般規定を導入する必要性 (第 3 章) のまとめの部分に「今後も確実に予想される社会の急速な変化及びそれに伴う著作権を取り巻く環境の変化に対し、適切かつ迅速に対応していくためには、(略) 著作権法の中に新たに権利制限の一般規定を設ける」(p17) と記載されており、A 類型から C 類型以外のものについても、一般規定の導入後の状況を踏まえることと並行して、早期に検討を開始することは想定されていないのか教えてください。</p> <p>7. 上記報告書案における一般規定が裁判所の判断に委ねるものという性格を考えると、仮に国会での法案審議を経て成立し、改正法の施行後に生じた訴訟の判決が確定し、さらに検討の材料となるに足るだけの事案が集積するまでには長い期間を要すと考えられますが、新たな類型の検討の期間として、どの程度の期間を想定されているのか教えてください。</p>
<p>関係府省庁 回答 (文部 科学省)</p>	<p>1. 権利制限の一般規定については、平成 22 年 12 月 13 日の文化審議会著作権分科会において、同分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書 (平成 22 年 12 月)」が大筋で了承されたところであり、今年度中には、同分科会報告書のとりまとめが行われる予定です。</p> <p>権利制限の一般規定を導入する必要性については、同報告書において、「インターネット等の情報ネットワーク産業分野をはじめとする各種技術の更なる進展や著作物の利用者及び利用形態・利用環境・利用手段等の多様化、社会状況の変化等の諸事情にかんがみると、個別権利制限規定の解釈や個別権利制限規定の改正等による解決には、今後一定の限界があり得ることは否定できないところである。」「権利制限の一般規定を置かない現行著作権法の下において、例えば、権利者の利益を不当に害さず、社会通念上権利者も権利侵害を主張しないであろうと考えられる著作物の利用であっても、利用者側において権利侵害の可能性や権利者から権利行使を受ける可能性を認識し、ある種の</p>

危険負担をしつつ著作物を利用することが余儀なくされている場合や、著作物の利用それ自体を躊躇せざるを得ない場合も、現実に存在しているものと考えられる。」等とし、結論として、「著作物の利用に関する社会通念や、また、今後も確実に予測される社会の急速な変化及びそれに伴う著作権を取り巻く環境の変化に対し、適切かつ迅速に対応していくためには、我が国の社会や法体系等を十分に踏まえた上で、著作権法の中に新たに権利制限の一般規定を設けることにより、個別権利制限規定で定めていない著作物の利用であっても、権利者の利益を不当に害さない一定の範囲内で著作物の利用を認めることが適当」である（同報告書 16、17 頁）とされています。

文化庁としては、同報告書の内容のとおり、権利制限の一般規定の導入の必要性が認められると考えておりますが、今後とりまとめられる同分科会報告書の内容も踏まえ、今後の対応を検討いたします。”

2. 権利制限の一般規定とベルヌ条約等の国際ルールとの整合性については、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書（平成 22 年 12 月）において、「A から C の類型が対象とする利用は、いずれもスリーステップテストに整合するものと考えられるが、具体的な規定振りによっては、スリーステップテストの整合性につき、疑義が生ずる可能性も否定できないところであることから、我が国で A から C の類型を対象とする権利制限の一般規定を導入する場合、その規定のタイプに関わらず、上記米国著作権法に関する議論も参考に、具体的内容の検討においてスリーステップテストに係る判断基準に留意し、スリーステップテストに整合する規定振りにすることが求められる。」（同報告書 33 頁）とされています。

文化庁としては、同報告書の内容のとおり、仮に同報告書に記載されている A から C の類型を対象とする権利制限の一般規定を導入する場合には、ベルヌ条約等の国際ルールと整合するよう、具体的な規定振り等を検討いたします。

3. 権利制限の一般規定については、1. の回答のとおり、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書（平成 22 年 12 月）」が同分科会において大筋で了承されたところであり、今年度中には、同分科会報告書のとりまとめが行われる予定です。なお、文化庁としては、審議会における検討状況等を踏まえ、今後、著作権法の改正法案の提出時期等について、政府としての決定がなされるものと考えております。

文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に

関する報告書（平成 22 年 12 月）」の概要は、以下のとおりです。なお、より詳しい概要については、文化庁 HP に掲載しております第 32 回文化審議会著作権分科会資料 3 - 1 「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する最終まとめの概要（平成 22 年 12 月）」をご参照下さい。

(<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/32/index.html>)

○ 関係団体へのヒアリング及び意見募集の結果を踏まえた検討の結果、規律の明確化、個別権利制限規定による対応の限界、利用者に対する萎縮効果の軽減等の点から、権利制限の一般規定を導入する意義は認められる。(同概要 3 頁)

○ 権利制限の一般規定の対象とする利用行為は、以下の A、B、C とすることが適当。(同概要 4 頁)

A：著作物の付随的な利用（その著作物の利用を主たる目的としない他の行為に伴い付随的に生ずる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的または量的に社会通念上軽微であると評価できるもの）

(例) 写真や映像の撮影に伴ういわゆる写り込み

B：適法利用の過程における利用（適法な著作物の利用を達成しようとする過程において合理的に必要と認められる当該著作物の利用であり、かつ、その利用が質的又は量的に社会通念上軽微であると評価できるもの）

(例) 漫画のキャラクターの商品化を企画し、著作権者に許諾を得るにあたって必要となる社内用企画書等における当該漫画の複製

C：著作物の表現を享受しない利用（著作物の種類及び用途並びにその利用の目的及び態様に照らして、当該著作物の表現を知覚することを通じてこれを享受（見る、聞く等）するための利用とは評価されない利用）

(例) 技術の開発や検証のために著作物を素材として利用する利用
なお、A から C の類型の利用行為であっても、権利者の利益を不当に害する可能性が否定できないため、社会通念上著作権者の利益を不当に害しない利用であることを追加の要件とする等の方策を講ずることが必要。(同概要 4 頁)

○ A～C 以外の利用については、個別権利制限規定の解釈や、個別権利制限規定の改正、創設により対応することが適当。(同概要 5 頁)

4. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書（平成 22 年 12 月）」においては、「権利制限の一般規定」という用語を、「米国著作権法 107 条のいわゆるフェアユース規定に代表される、一定の包括的な考慮要件を定めた上で、権利制限に該当するかどうかは裁判所の判断に委ねるといった方式の権利制限規定」として定義しており（同報告書 1 頁）、ご指摘のとおり、米国著作権法 107 条のいわゆるフェアユース規定と同義ではありません。
5. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会では、権利制限の一般規定により権利制限の対象となる著作物の利用行為の内容・範囲を検討するに当たっては、これまで長い間にわたり、個別権利制限規定のみによって一定の利用秩序が形成されている事実等を考慮すると、権利制限の一般規定が存在しないことにより著作物の利用に現に支障が生じ、あるいは生じる可能性があるとしてヒアリング等で出された要望等を踏まえ、著作物の利用行為を整理、分類し、具体的にどのような利用行為を権利制限の対象にするのかをある程度想定した上で、権利制限の一般規定の在り方を考えることが、最も合理的で効率的な方法であるとの観点の下で検討を行い、その結果、米国型の規定ではなく、A 類型から C 類型の著作物の利用につき、これを一定要件の下、権利制限の一般規定による権利制限の対象とすることが適当であるとされております（文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書（平成 22 年 12 月）」18 頁）。
6. 文化審議会著作権分科会法制問題小委員会「権利制限の一般規定に関する報告書（平成 22 年 12 月）」においては、A 類型から C 類型以外の利用類型について、「本小委員会としては、この検討結果をもって、権利制限の一般規定に関する議論を尽くしたものとは考えてはいない。（中略）A から C の類型以外の行為についても、個別権利制限規定による対応を検討した結果、権利制限の一般規定による対応の可能性が否定されるものではなく、例えばクラウドコンピューティングの進展等、情報通信技術の発展等に伴う著作物の創作や利用を取り巻く環境の変化については、今後もその動向に留意することが求められる。なお、パロディとしての利用や、クラウドコンピューティングの進展等に伴う問題については、関係者の要望も強いことから、早期に検討する必要があると考える。」（同報告書 37 頁）とされております。
- 文化庁としては、同報告書の内容のとおり、A～C 類型以外の利用行為については、今後の課題として、個別権利制限規定による対応の可能性の検討をした上で、その後、必要があれば、権利制限の一般規

定による対応の可能性が検討されることが適当と考えておりますが、今後とりまとめられる文化審議会著作権分科会報告書の内容を踏まえ、今後の適切な方向性を検討いたします。”

7. 文化庁としては、6. の回答のとおり、A～C類型以外の利用行為については、今後の課題として、個別権利制限規定による対応の可能性の検討をした上で、その後、必要があれば、権利制限の一般規定による対応の可能性が検討されることが適当と考えております。新たな類型の検討までの期間については、御指摘のように判例の集積も重要な要素とは考えますが、個別権利制限規定の検討期間、情報通信技術の発展等の状況など、他の要素も考慮した上で総合的に判断すべきものと考えており、現時点で具体的に想定できるものではないと考えております。

(備考) 参考資料：

第32回文化審議会著作権分科会（平成22年12月13日）資料

<http://www.bunka.go.jp/chosakuken/singikai/bunkakai/32/index.htm>

↓

資料3-1「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する最終まとめの概要（平成22年12月）」及び資料3-2「文化審議会著作権分科会法制問題小委員会権利制限の一般規定に関する報告書（平成22年12月）」

分野	その他	通し番号	46
分類	事業環境の整備	回答府省 庁名	総務省
項目名	プロバイダ責任制限法の対象拡大		
項目の内容	<p>プロバイダ責任制限法第3条では、不特定のものに受信されることを目的とする電気通信の送信により、他人の権利が侵害された場合の特定電気通信役務提供者の民事上の責任を免責される範囲を明確化しているが、刑事上の責任については免責される範囲が明確化されていない。</p> <p>このため、プロバイダが必要以上の責任を負わないようにするため、刑事法上も免責範囲を明確化する。</p>		
改正対象となる法令・制度（未定でも可能性のあるもの含む）	特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（プロバイダ責任制限法）		
対象法令・制度の分類	法律		
改正の分類	改正		
回答の分類	B2		
関係府省庁回答	現在、総務省の「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」（主査 東京大学長谷部恭男教授）において、プロバイダ責任制限法の検証を実施しているところであり、平成22年度中に結論を得る予定です。		
実現へのハードル	そもそも刑事責任は慎重な議論に基づき刑法を含めた各法律で規定されており、その免責を規定する場合にも、同じく慎重な議論が必要です。その際、他の刑事免責を定めた規定との整合性も慎重に検討する必要があります。関係省庁等との調整が必要不可欠です。		
これまでの検討経過と今後のスケジュール	<p>○平成22年9月7日 総務省「利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会」において、プロバイダ責任制限法検証WGの開催が決定</p> <p>○平成22年10月18日 第一回プロバイダ責任制限法検証WG開催</p> <p>平成22年度中に結論を得る予定です。</p>		
書面調査による質問事項	1. プロバイダ責任制限法検証WGにおける検討状況について教えてください。		

<p>関係府省庁による回答（総務省）</p>	<p>現在、総務省の「利用者視点を踏まえた ICT サービスに係る諸問題に関する研究会 プロバイダ責任制限法検証WG」（主査 東京大学 長谷部恭男教授）において、プロバイダ責任制限法の検証を実施しているところであり、平成22年度中に結論を得る予定です。</p> <p>【検討状況】</p> <p>○第1回会合（平成22年10月18日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務局からプロバイダ責任制限法の現状と課題について説明 ・自由討議 <p>○第2回会合（平成22年11月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング①（日本音楽著作権協会、日本レコード協会、コンピュータソフトウェア著作権協会、ユニオン・デ・ファブリカン） ・自由討議 <p>○第3回会合（平成22年12月30日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者からのヒアリング②（ニフティ株式会社、日本インターネットプロバイダー協会、テレコムサービス協会、インターネットユーザー協会） ・自由討議
------------------------	---